

## 住基ネット説明会における質問に対する審議会委員会からの回答

(総合版：H15.6.11阿智村～7.25上小 全9回)

注意：本審議会は、住基ネット実施に伴い懸念される本人確認情報の漏洩の危険性について、技術的にそして法律論的に冷静に調査・審議を行い、県に対して適宜報告をするものです。その一方で、各地で行いました説明会では本審議会の審議範囲を超えた大変幅広く切実な質問が多く寄せられました。ここでは、これら審議会の審議範囲を逸脱した質問に対しても、各委員がそれぞれの専門知識をもとに出来るだけ回答を行っています。したがって、ここに記載します回答は、その全てを審議会で審議したものではなく、各委員の個人的な回答も含まれ、また審議範囲を超えたものもあることをご理解ください。また、複数の審議委員が回答した場合は、それらを併記しております。以上の点をご理解ください。

回答内容は審議会委員の意見であり、長野県の見解ではありません。

No	種類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
1	個人情報について	住基ネットは国が個人情報が必要だから施行するようなものだと思います。個人の情報は重要なものと考えます。学校の同窓会名簿が他人に渡っただけで何かと迷惑をしています。高齢社会が進む将来本人が使えるかどうか分からないものを高いお金をかけて作る必要はないと思います。いざネットワークがスタートして何人が喜ぶのでしょうか。ギモンです。	審議会でも、個人の情報保護がきちんと確保された上で、情報のネットワーク化を考えるべきだと思っています。
2	個人情報について	人口1万以下での自治体ではこれから先の利用を含めて住基は転入出以外は不要な気が致します。L G W A N に対しても個人認証が住基側から本人確認できなければ無駄であるし、個人認証カードが盗まれたらどうなるか？ 本当に国税申告（これは何らかの対策があるが）の他に年どの程度の使用があるか疑問であり、サービスになるのか全く見えない。	住基カードの利用範囲を広げることは、自治体としてそれだけコストがかかることであり、トラブルが起こる可能性を高めることになるので、軽々に利用範囲を広げることはできないでしょう。そういうカードを住民に「借りて」もらおうというのはどうかと思います。
3	個人情報について	自衛官募集の葉書に保護者名が記されて子供にきた。これは大問題でニュースとなり私も初めて違法だったと知った。不十分な保護法が通ったって何の役にも立たないと思う。私は番号で支配されたくないし国にも支配されたくない。私の個人情報を使いたいときは私の許可を得てもらいたいものだと思う。一個人としてネットを離脱することはできますか。	自衛官募集業務にデータが使用された問題は、本審議会でも取り上げ、知事がその不適切な使用についての是正を約束しました。現在、県の条例にある個人情報の目的外利用の規定を改訂する作業を県は進めており、審議会もその手伝いをしています。 なお、個人としてのネットの離脱が可能かどうかについては、審議会でも慎重に検討中です。
4	個人情報について	不正なアクセスの危険がよくわかりました。ところで、政府とか国、行政による目的外利用や利用目的の拡大を求める措置はどうできているのですか？	
5	個人情報について	確かにいるんな人に聞くと完全に安全ではないし、常に危険はあるといえます。ただ便利性をとらなければこれからの社会は更に進んでいかなければいけないと言う人がいました。別に生年月日の情報なら、たいしたことはないし他でも扱ってるよということで説得されています。17日の最終議会で「住民カード条例」が議決される予定です。	4情報以外の個人情報が住基コードにより連結され、最終的には個人に関する様々な情報を番号ひとつで検索できる「便利」な社会になるかもしれません。住民票の広域交付や転入転出時の手続き「簡素化」、時間外の印鑑証明書自動発行などのサービスに期待するか、個人情報漏洩の危険性を甘受するか、皆さんが判断してください。
6	個人情報について	技術的問題から個人情報の保護が不十分であることは理解できた。しかし、住基ネットからの「離脱」イコールその安全性の確保につながるのか疑問が残った。個人情報を保護するために本当に必要な手段は何なのか教えてほしい。	ひとつの対策で全てが解決する問題ではありません。侵入され難い仕掛けにし、万が一侵入されてもそれを検知する仕掛けを導入し、それらの運用監視を機械任せにせず、高度な技術力を有する人間を配置し、更には個人情報にアクセス可能な内部職員の安全対策教育を徹底し、内部からの不正アクセスを防止する倫理教育を徹底し、重要な情報を一箇所ではなく複数の場所で危険分散して管理するシステムにすることなど、総合的な対策が必要です。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
7	個人情報について	安全に対する規範の違いが問題だと思います。人権に対する考え方も大切だと思いますがいかがか？	もちろん、個人の情報漏洩は、大変な人権問題です。このことの重大性を認識し、審議を続けております。
8	個人情報について	私たちのこの「情報」が漏れた場合の予想できる事態にはどのようなものがありますか？具体的に教えていただきたいです。	問題発生時の影響範囲を想定することはどのような問題が連鎖を起こすかを想像できるかにかかっています。一つの映画ですが、馬鹿にせず一度見てください。日本では「ザ・インターネット」という題名で上映されました。私たちが何を考えるべきかよい参考になると思います。決してこれを完全否定できる現実はないと考えています。 <a href="http://www.spe.co.jp/video/bigbuy3/bdd-24128.html">http://www.spe.co.jp/video/bigbuy3/bdd-24128.html</a>
9	自治体の体制について	住基ネットの不備は自分の市町村の問題だけではなく、他の市町村の個人情報をも不正利用されかねない大変な問題だと考えます。今後（一時利用接続停止したとしてもしなかったとしても）他に想定される問題点はありますか？	
10	自治体の体制について	ネットワークの危険があるのはよく問題になって注目度も高いが、自治体職員に対しその意識（運用する側）の点でも問題点があるのではないのでしょうか。	審議会が行った自治体職員の方々に対する聴き取り調査において、高い意識を持ちながらもネットワークに対する知識が十分でないことから、住基ネットに対して責任が持ちきれないと思っておられる職員の方が少ないことが判りました。もっと理解をして、自信を持って住基ネットを運用出来るまで、開始を待ちたかったという言葉が印象的でした。
11	住基カードについて	今日、松本市は議会開催中ですが、議案に「松本市手数料条例の一部を改正する条例」案があります。これは、住民基本台帳カードの交付または再交付を500円とし、H15年8月25日から施行する旨の議案です。新聞、テレビ等で一枚あたり1,500円も購入コストがかかり、また、松本市は1%で3,000枚発行予定のようですが貴い税金を全国的に500円というのは大きな問題ではないのでしょうか。また、上伊那は住基カード交付または再交付300円ということです。カードの発行のあり方ひとつからこの制度は大きな問題があると感じます。	カード発行に関しても、多くの疑問の声が市町村担当者からあがりました。審議会におきましても、議論を続けてまいります。
12	住基ネットについて	1次稼働と2次稼働とは？	1次稼働は昨年8月に開始し、本人確認情報が県や全国サーバに通知されるようになりこのシステムの基盤であるデータの整備がされました。利用面では本人確認情報の行政機関への提供が始まりました。パスポート申請や恩給・共済年金の受給権確認などで住民票の添付が不要になっています。今後、国民年金・厚生年金の現況届が不要になると大半の行政手続きで住民票の写しの提出が不要になるとされています。2次稼働では希望する国民に住基カードが交付され、全国どこでも住民票の写しがとれたり、転出入の際、転入先に届け出るだけでよくなるなどします。住基カードは銀行カード・クレジットカードなど現在出回っているあらゆる電子カードに比べ、はるかに高い安全対策が施されたカードといわれております。インターネット社会での安全性を確保する公的個人認証サービスを受ける基盤としての使用や身分証明書としての利用などが考えられています。
13	住基ネットについて	住基ネットを実際に利用した住民はどのくらいいるのか？（現在まで） 県に住基ネットを専門に監視する部署があるのか？	情報政策課が住基ネットを運用している部署で、システム状況を管理、監視しています。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
14	住基ネットについて	住基ネットについてはどこでも住民票が取れるなど、今までの原始的な手続とは違い将来へ向けての期待感を感じています。だれでも閲覧できるこの住民データについて、どうしてこれほどにまで問題があると言うのかよく分かりません。（もともと誰にでも見れるものなのではないか……という気がします）	住基ネットのコンピュータ内では誰でも閲覧できる4情報ですが、国の行政機関や地方自治体で個別に管理しているその他の個人データの検索キーが徐々に住基コードで統一されていく可能性があります。すると、その住基コードで各機関の保有する様々な情報をつなぎ合わせて管理、検索することが技術的には可能となります（法律上は禁止されています）。そして、それらのデータが漏洩しない保証はありません。
15	住基ネットについて	住基ネットから4情報+住民票コードが漏れた場合、個人としてどのような実害があるのかという問題点についてもう少し説明してほしい。	
16	住基ネットについて	43ページ 「住民票コードの商品価値は放っておけば急激に高くなる」とはどういう意味ですか？	
17	住基ネットについて	住基ネットそのものについて 上意下達的な行政がよいのか？	住基ネットは制度上、予算や責任の所在が各市町村にあることは明らかです。私たちは、この事実の上立って情報保護の観点で審議をしていますし、この点についての報告をしています。また、住基ネットは自治事務なので、本来上意下達的な決定の仕方はあり得ないはずで
18	住基ネットについて	住基ネットそのものについて 予算や責任の所在がどのようにあるべきか？	
19	住基ネットについて	県サーバーに個人情報が登録されるとあったが、とある説明会で県サーバーには情報は通らないし記録もされないとあったがどうか？	県サーバにも住基データが入っているという説明を、県から受けています。
20	住基ネットについて	接続側に「住基・戸籍サーバー」とあるが、「戸籍サーバー」に接続されている例は何件あるのか？	戸籍サーバは、住基サーバと同一LAN上にあると考えてよいと思われます。戸籍サーバは県で把握している限り、96市町村で導入されています。
21	住基ネットについて	住基ネットに反対する（市民活動で）ネットワークはあるのか？参加する方法は？具体的な活動は何をすればよいのか？（私は住基に入り込める自信がある。ウィルスを多数持参している。）	住基ネットに多くの活動はありますが、本審議会は、住基ネットに賛成や反対といったことを審議するものではありません。
22	住基ネットについて	住基ネットそのものについて 憲法違反であるか？	人格権・プライバシー権（憲法13条）に対する侵害という考えと、地方自治の侵害（憲法92条）が考えられます。
23	住基ネットについて	まずどういう主目的でどう活用するため国で取り組んだのでしょうか。	国の説明は、この仕組みは国が望んだものではなく、市町村が望んだものだという事です。
24	住基ネットについて	私たちは人の命をも奪う自動車の使用をメリット、デメリットを比べて必要悪として認めています。住基ネットのメリット、デメリットはどうですか？	国のいうメリットをあなた自身がどう判断するかではないでしょうか。審議会委員としては国が宣伝するほどのメリットは住民には無いと感じます。
25	情報公開	自治体へのアンケートの内容が知りたい。本日のアンケート結果だけでは判断できない。	下記、長野県のホームページに、アンケートの内容も含めて、一部セキュリティ確保の観点から非公開のものを除く審議会で審議された全ての資料が公開されております。是非ご覧ください。 <a href="http://www.pref.nagano.jp/soumu/shichoson/jyukisy/s/singi.htm">http://www.pref.nagano.jp/soumu/shichoson/jyukisy/s/singi.htm</a>

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
26	審議会 に対し て	桜井委員は政策批判をしてしまっている。会長の言う技術面、法律面だけの審議というのと、同一方向を向いていない?? 私は第1次稼働時からこの政策についての意見を言う場がないと感じてきた。ようやくその場を見た期待したのに不破会長はその審議の場ではないと言う...、中澤委員の言うこともうなずけるし...、考えはまとまりません。	本審議会は、住基ネットについて「技術的」「法律的」な面から検討を行い、本人確認情報が保護されているか漏洩の危険があるかを判断し、危険があると判断した場合は、その対処を県に申し出るという事を行っています。住基ネットそのものについての政治的判断を行うのは、主権者である住民であると考えています。また、審議会としてはただ危険だと指摘するだけにとどまらず、具体的な解決方法の提案、より安全なネットワークやシステムの運営方法の提案等も積極的に行っていきたいと考えています。 審議会に属する各委員は、それぞれ住基ネットについて独自の考えを持っています。しかし、審議会の中ではあくまでもこの審議会の任務を認識して審議会委員として活動しています。
27	審議会 に対し て	不破さんはこの問題は純粋に技術的な問題である点を強調されていますが、桜井さん、清水さんの発言には技術的問題を越えた住基ネットの是非にかかわるきわめて政治的なものが多く、不破さんのおっしゃっていることと矛盾していると思われませんが、いかがでしょうか。	
28	審議会 に対し て	住基ネットそのもの、つまり、国の政策そのものに反対しているとは見えな委員の発言があると思う。公正、公平な委員会としての論議がほしかった。	
29	審議会 に対し て	桜井さん、清水さんも住基ネットからの離脱はあくまでセキュリティー上の問題で、この問題が解決されればすみやかに再接続すべきと考えられていると理解してよろしいでしょうか。	
30	審議会 に対し て	危険性の趣旨については理解できるが、まず離脱ありきの結論に思える。何を持って離脱すべき危険と捉えるのか、それは解決できるのか? いつ解決できるのか? そういった部分を明確にせず離脱といってもそれは制度をひっくり返すだけの行為でしかないと考え。また、今現在、最も重要と考えられる問題点(インターネット接続がそれであろうと考えるが)がクリアされている市町村も含めて離脱というのはいささか乱暴ではないか。一律ではなく選択性なども考慮すべきではないか。制度を維持していくための建設的な議論を望むものである。	
31	審議会 に対し て	住基ネットが必要かどうかの本質の問題を避けては通れないのではないのでしょうか。	
32	審議会 に対し て	桜井委員は政治的意向を述べていましたが、委員会としてどう説明しますか(個人的には政治的な話は好きですが)	
33	審議会 に対し て	今ごろになって審議会は遅いのでは?と私は思います。	この審議会がつくられたのが平成14年12月でした。私どもも、平成14年8月の住基ネットが開始される以前に審議会が作られるべきだったと考えながら、調査をしてきました。また、各市町村においてもこのような議論が8月以前になされるべきであったと思います。
34	審議会 に対し て	電子自治体の構想が出たときにこのような提案されたらと思う。	
35	審議会 に対し て	審議の基本はその人の生き方なのだから技術論に固執するのは不自然。	本審議会は、住基ネットについて「技術的」「法律的」な面から検討を行い、本人確認情報が保護されているか漏洩の危険があるかを判断し、危険があると判断した場合は、その対処を県に申し出るという事を行っています。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
36	審議会 に対し て	「離脱」といっているが、なぜ「切断」という言葉にしないのか。一時的に回線を切るでいいのではないか？「県が離脱する」と発言するのはおかしい。	審議会で報告書をまとめる段階において、「離脱」と「不接続」はまったく同一の意味として議論してきました。事務局からも意味は同じであるとの意見がありました。ただ、このことでご心配をおかけしていることも事実です。このことについては、すべての説明会において、またマスコミとの勉強会において常に話をさせていただいています。また県のHPにある審議会のページにも正式なお断りを書かせていただいています。ご心配をおかけして、申し訳ありません。
37	審議会 に対し て	審議会の説明の中には、住基ネットはメリットが少ない、コストがかかりすぎるといった点が強調されていますが、こうした事項は個人情報の保護と何か関係があるのでしょうか。審議会はあくまで個人情報の保護について調査審議することが目的のはずで、住基ネットのメリット云々について言及する場ではないと思いますが...	個人情報を守るためには、新たなコストがかかります。コスト増を考えるさいには、それだけのメリットがあるかどうかといったことについても考慮する必要があります。もちろん、決定するのは市町村民としっかり話し合った上での行政ですが、メリットが少ないということは、そのことを自覚する人だれもがそこへの投資を低く押さえようとすることを示しています。1999年8月に住基法が改正された時点で4年後に住基カードが始まることは予定されていました。市町村としては4年の準備期間があるわけですから、住基カードについてさまざまな企画が出て、独自利用条例がたくさん出来ていいはずで、それが全国3200の市町村のなかで独自利用条例を制定している自治体は数十という少なさです。住基カードの発行予定枚数も人口比の1%程度です。これはどうみても、「住基ネットはやりたくない」「わからない」「どうせ住民には買ってもらえない」という判断に立っているとしか見ようがありません。自治体が疑問を抱き、住民には人気が出るとは思えない、そういう住基カード、さらには住基ネットに市町村が自前でどこまで高額なセキュリティ対策をするでしょうか。しかも住基ネットに参加する以上は毎年高額のセキュリティ対策費を出費しなければなりません。メリットがほとんどないのに、議会や住民が高額の出費を歓迎するでしょうか。住基ネットの管理費は市町村が自前で負担しなければならないという点をお忘れなく。
38	審議会 に対し て	住民基本台帳法第11条住基台帳の一部の写しの閲覧のことについて、どうして触れないのですか。	閲覧情報なのだから4情報はそれほど強固に保護する必要はない、というご意見かと思いますが、閲覧者は自分を名乗り、閲覧目的を申告し、許可を得て4情報を閲覧しますので、4情報は公開された情報ではありません。閲覧は4情報ですが、住基ネットでは新たに住民票コードとその変更履歴が管理され6情報となっております。住民票コードは決して閲覧、公開できない重要な個人情報ですので、その情報保護は万全でなければなりません。
39	審議会 に対し て	住基ネットは政治的ではないというが、情報の無駄な公共事業と考えます。いかがでしょうか。	住基ネットは政治的ではないとは思いません。しかし、審議会は技術論と法律論に基づき行動するところで、政治的判断をするところではありません。
40	審議会 に対し て	メリットがないということについて観念的、感情的な説明がありました。総務省のパンフレット等ではIT社会の実現のための基盤として、例えば公的個人確認に利用させると示されていますが、この審議会ではメリットの検証が少なすぎませんか。結局リスクがゼロでないとすれば、リターン(メリット)とのバランスを考えるしかないはず。どうしてメリットを論じないのですか。	コストとリターンを総合的に評価して判断をするのは行政の仕事であり、審議会ではありません。審議会では、現在のシステムにおいて本人確認情報の保護の観点から問題があるかないか、あるのであればどうすれば問題が解決するのかを審議するものです。
41	審議会 に対し て	住基ネットで利益を得るのは誰と考えますか。	
42	審議会 に対し て	審議会全体について、今回の一連の説明会以降、個々の県民と各市町村と県の三者で話し合う機会を作る予定はあるかどうか。	話し合う機会を設けて頂けるのであれば、是非出席させていただきます。このような要望があったことを県の事務局に伝えます。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
43	審議会 に対し て	問題が出たら考えて解決していけばよい。	審議会としては、問題が出るおそれが高い場合にそれを放置してなにもしなというのは責任放棄になってしまいます。また、県や市町村も問題が出てから対処することは許されません。問題が出て個人情報漏洩してしまったから対処しても、漏洩された個人はどうしたらよいのでしょうか。
44	審議会 に対し て	インターネットと既存住基が接続されていて市町村の名前が公開されることはセキュリティ的に問題と不破会長は説明していますが、マスコミは市町村名を記事にしていますが、この件についての考え方、また、マスコミに対しての対応状況をお教えてください。	審議会からマスコミに対して市町村名を述べたことは一度もありません。マスコミで記事になっている市町村名は、マスコミ独自の取材で明らかにされたもので、その掲載については市町村の了解を得た上で行っているものと認識しています。そうでなければ問題だと思います。
45	審議会 に対し て	第1次稼働を行っているのになぜ今なのですか？もっと最初から検討できなかったのですか？	審議会が設置されたのが半年前の昨年12月からでした。本来は、こういった審議会は1次稼働のじゅうぶん前から各自治体毎と県にそれぞれ設置して、きちんと議論すべきであったと思います。あまりにも、審議なしに早急に実施されたというのが実態です。
46	審議会 に対し て	技術的な問題は計画段階でわかっていなかったのか。	
47	審議会 に対し て	住基ネットだけでなく、次の段階の危険に着手してもらいたいのですが、考えをお聞かせください。	この審議会は、常に今判っている住基ネットの環境において、本人確認情報という大切な情報が漏洩する危険があるか否かを技術的、法律的に検討してその都度報告を繰り返す行いものです。次の段階の住基ネットについても、同じスタンスできちんと審議させて頂きます。また、どの時期だから審議をしないということなく、常に審議を続けていきます。ただ、市町村に困惑を与えないためにも、より一層の市町村との連携を強めていきたいと思っています。
48	審議会 に対し て	今回の報告が第一次報告ということですが、これから第二次報告...最終判断は県知事だとしても審議会としての結論はいつ出る予定なのでしょう。8月25日まで知事が結論を出せばよいと考えているならば、それこそ現場を知らない方々の議論だと思います。	
49	審議会 に対し て	インターネット接続問題は(実務的に)CS-既存の接続時間の制限などで十分対応できるのではないかと審議会として(今回の一時報告の)結論を出す前にやるべきことは本当になかったのか疑問です。	
50	審議会 に対し て	セキュリティ全体から見て、この第一次報告は何割を占めるのでしょうか。セキュリティ全体がよくわからななので、論点に加えてもらいたい。どこまで審議されるのでしょうか。目標がよくわかりません。	
51	審議会 に対し て	審議会が住基ネットの問題に一石を投じたという点では一定の評価はできます。しかし、8月25日を目前にしたこの時期にはハッキリ言って困惑しています。2次稼働を実施した後でも、全国的な問題として議論していけばよいのではないのでしょうか。	
52	審議会 に対し て	県民から見ると、国や専門家も同じく一方的である。	審議会としては、一方的にならないように、各地で説明会をやらせて頂き、また質問にも出来るだけお答えして、ご意見にも耳をかたむけるよう今後とも努力いたします。これからもご意見を頂ければ幸いです。
53	審議会 に対し て	中澤委員の考え方に賛同します。説明会に中澤委員が出席されないことに不安を感じます。県は不備であるネットワークである市町村に一刻も早い指導が最も重要であると思います。住基カードに反対ありきの委員が多いように思う(感じています)公開実験には賛成です。	県が、不備のある市町村に対して指導をすることは既に行っています。その上で、約7割の市町村がインターネットとの接続に関して、対策を具体的に検討されています。住基ネットに関して反対を外で表明している委員もいますが、本審議会は住基ネットに関しての賛成・反対を審議する場ではないことは各自自覚しています。
54	審議会 に対し て	要望です。県のHPで過去の審議会の内容が音声ファイルで掲載されている回がありますが、要旨などはテキストでも載せてほしい。	順次審議録は、県の事務局によりテキストで掲載されています。テキスト化には1ヶ月程度を要しております。今後できるだけ早い掲載に努めるように、事務局にお願いいたします。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
55	審議会 に対し て	審議会のこれからの計画はどのようなものがありますか？	住基ネットは今後2次稼働等よりその扱う情報の重要度を増して行きます。今後とも、常に住基ネットによる本人確認情報の保護について、たんに机上の議論に終わるのではなく現場主義の基本をまもり、技術的、法律的に冷静に審議を続けていきます。
56	委員へ の質問	既存のシステムと同じ危険性を持っているからという中澤委員への質問です。問題は「今回のシステムにより4つのキー情報が地方自治体の外に出て、国のデータベースに保管されることにある」。「キー情報が国の管理に移ることになり、」更に属性の情報が今以上に危険にさらされることになりませんが、いかがですか？決して従来のシステムと同じではないのです。 キー情報が自治体の外に置かれることへの危険性があります。	市町村や国民は法の定めに従い、従来から国に届出や報告という形で情報提供しています。これにより、4情報はこれまでも必要に応じて各省庁ごとに保持しておりました。したがって、今回のシステムにより、初めて自治体の外に出るわけではありません。また、住基ネット自体は4情報以外の蓄積は禁止されています。ご指摘の今以上に危険にさらされる属性情報とはどんなものを指すのでしょうか？ 問題とされる27市町村では住民基本台帳そのものを始め、所得・資産・保健・医療・福祉などのはるかにプライバシー情報がインターネット上にさらされています。住基ネット離脱は市町村が固有事務のために保持しているこれらの個人情報保護には全く役立ちません。発覚したセキュリティー上の危険に対し、離脱でなく、安全対策を提言すべきだと考えています。
57	委員へ の質問	本日の資料の中にどうして中澤委員の資料がないのですか？	時間の関係で説明できませんでしたが「本人確認情報保護審議会のこれまでの活動と第1次報告書について」という資料のP43から末尾までは私が添付した資料です。
58	委員へ の質問	中澤委員の方から、いわゆる業務上現在動いているデータの秘密保持が大切だとの趣旨の話があったが、現在、業務係の（既存住基システム）個人情報データは、現在、県や国もコンピュータ内にサーバー内にストックされているのですか？	市町村がその事務のために収集した個人情報には市町村の事務処理用コンピュータに記録されています。国や県の住基ネットサーバには住基法に基づいて市町村が通知した本人確認情報のみ（住所・氏名・性別・生年月日・住民票コード）が記録されています。
59	委員へ の質問	「市町村の意思とは無関係に」という中澤委員の話とアンケートの結果は反対だと思います。なのに、なぜああいう結論になるのでしょうか。「市町村の意思」というのは、誰の意思なのか。よくわかりませんが...市町村の意思の確認とは何ですか、市長村民の住基に関する意思を調べてあるのでしょうか。	1. 今回のアンケートは市町村職員の個人意識を問うたもので、市町村の意思を問うたものではありません。したがって、回答も市町村の意思を答えているわけではございません。 2. また、アンケートでは「離脱を望むか否か」を問うような質問はしておりません。したがって、アンケート結果から市町村職員が「離脱」を望んでいるということも決め付けられないと考えます。（確かに職務上の悩みをたくさん抱えているとしても、或いは一部に離脱の声が聞かれたとしても、.....） 3. 市町村の意思とは誰の意思なのかという点ですが、「市町村長の意思」が「アンケートに見る個々職員の意思」と言う点では、「市町村長の意思」が市町村の意思だと考えます。 4. 市長会によると県下17市長全員が、町村会によると回答のあった82町村長中80町村長が離脱反対を表明しています。「県としての離脱」はこの意思が無視され、120市町村全てが住基ネットへ参加できなくなります。  なお、「アンケートの結果職員離脱賛成」に対し「市町村長離脱反対」と捉えられているようですが、「2.」で述べましたように、今回アンケートでは職員に離脱の賛否は問うていません。したがって、市町村長と市町村職員の意思が反対とは決めつけられないと思います。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
60	委員への質問	中澤委員によれば、住基ネットを離脱しても個人情報を守れないとの事だが、そこまで厳しく現状認識しているのなら、県がきちんと対策を講じていただけないでしょうか。	市町村は住基ネットが始まる以前からコンピュータで事務処理（台帳管理）をしています。このコンピュータの中には住民票はもとより、所得、資産、福祉、健康……といった大切な個人情報がたくさん入っています。23市町村では住基ネット用サーバが役場内LAN上でインターネットと接続していることが危険とされているわけですが、実はこの事務処理用コンピュータも同じLAN上に繋がっているのです。したがって、住基ネット離脱しても事務処理用コンピュータに記録された非常に数多くの個人情報は守れないこととなります。こうした役場内LANの問題は住基ネット以前から存在していた問題で、住基ネットがなくても事務処理用コンピュータを運用する市町村の責任において対処すべきものだと考えます。
61	委員への質問	中澤氏へ。第2段階目前になりいきなり県は離脱しようと言っているとおっしゃいましたが、私はこの法案が決まったその前から私たちが現在検討していることを含めた不安を抱えており、やっと今、県民の多くの声が形になって物事が動こうとしていると感じています。住基ネットだけを不接続にしても何も変わらないかもしれないが、一時離脱は大変に意味があると思う。	県が離脱しようと言っているとは申ししておりません。審議会が県に離脱を提言しているのです。住基ネットから離脱しても、市町村が課税や住民福祉など市町村事務のために持っている、もっと多くの住基ネット以上に大切な個人情報がインターネット上にさらされた状態は変わらず、個人情報保護対策上からは離脱は殆ど無意味と申し上げたのです。私は個人情報保護を言うなら、この際きちんとした安全対策を提言すべきと考えています。なお、住基ネット制度は国会で審議された法に基づくもので県・市町村が事業主体となっています。また、本審議会は県の住基ネット運用を前提として、このネットの利活用や情報保護が適正に行なわれるよう審議するものであります。本制度に関するご心配な点はまず、事業主体である県・市町村にお問い合わせください。制度の是非、改廃等は国政の場で論じることですのでそちらに声を届けることが大切かと思いますが、本審議会で扱うことではないと考えています。
62	委員への質問	中澤委員に質問です。(1)問題の27団体はインターネット接続をただちに分離すべきだと思うのですが、委員の個人的見解で結構。(2)ご指摘の通り、住基ネット以上に既存の基幹系ネット情報のセキュリティーも大事だと思うので、個人情報はたとえ不便でも各地域(上伊那)で完結させるべきではないでしょうか	(1)住基ネットの問題というより、まさに市町村が保有する情報保護の根本にかかわる事ですので、費用云々の問題でなく、ご指摘のとおりと考えます。(2)基幹系業務は現在もこれからも市町村内に閉じて行なうべきと考えます。
63	委員への質問	中澤氏の論拠は薄い。政治的でなくというが、政治的判断も必要では？一般市町村長の総務省寄りが心配。首長はどっちを向いているのか？	住基ネット制度は国会で制定されたものであり、住基ネット制度の是非はまさに政治的問題であると思います。但し、本審議会は住基ネットの運用を前提として、その利活用や情報保護のあり方を審議するところです。市町村は県の指導のもとに県が構築した県内住基ネットを使い、県の住基CSに接続してきました。現在も県は二次稼働に向けた指示指導を行なっています。そんな中、本審議会が離脱を提言したので、県がこの提言をどう受け止めるのか、正反対である国の考え方とどう調整するのか、県としての対応を注視している所だと思いません。そして県はこれまで住基ネットを推進・指導してきたので、一貫した対応をとって欲しいと願っているのだと思います。
64	委員への質問	中澤委員に対して、なぜ住基ネットの危険性も知っているのに、首長の(それも理解していない)意思を重く見るのか。	
65	委員への質問	不破会長が話した「技術論」、「法律論」のみで終わらせるのではなく、是非「政治論」としても戦ってほしい。	本審議会は、住基ネットについて「技術的」「法律的」な面から検討を行い、本人確認情報が保護されているか漏洩の危険があるかを判断し、危険があると判断した場合は、その対処を県に申し出るという事を行っています。住基ネットそのものについての政治的判断を行うのは、主権者である住民であると考えています。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
66	委員への質問	(中澤委員に質問) 10ヶ月の稼働でひとつも問題が起きていないから、離脱をしなくてもよいのでは発言がありましたか、問題が発生してからでは手遅れではないか。責任も国にはなく市町村である。あなたは上伊那の責任者であるようですが行政の担当者は数年で替わるので責任逃れが起きると考えますがどうですか。	市町村は法律に基づき事務をすることになっています。住基ネットも国会で法を定めたもので、国民は住基カードの請求や、住民票の広域交付要求、住民票の添付を要しないサービスなどをうける権利を有しております。離脱はこうした法で定めた国民の権利を一方的に奪ってしまいます。また、県としての離脱は離脱に反対する多くの市町村の意向が全く無視されることとなります。審議会は住基ネット制度の運用を前提として、その適正な活用やデータ保護についての審議を任務としています。したがって、安全にするにはどうするかを提言すべきだと考えます。なお、県・市町村は緊急時対応計画を定め、全国監視センターからの警告など具体的危険を察知した場合には住基ネットサーバや専用通信回線の一時停止など自主的に緊急避難的切断をすること出来るようになっていきます。また、個人情報保護上からは住基ネットから離脱しても市町村がその固有事務に関して保有しているたくさんのプライバシー情報がインターネット上にさらされている状態は変わらないので、問題発生リスクも減りません。したがってこの際住基ネットも既存庁内基幹ネットも含めての安全対策を求めるべきと言うのが私の考え方です。
67	委員への質問	中澤委員の話からすると基幹系ネットはもうスタートされているのか？いつから実施されているのか？住基ネットより正にこの方が重大ではないか？	上伊那の市町村では昭和60年から動いています。県内殆どの市町村でも10年以上前からスタートしています。この基幹系ネット上には住民基本台帳そのものを始め、課税台帳、福祉台帳、健康台帳、.....など、市町村が職務上集めた、はるかに秘密性の高い守るべき情報が記録されています。こういった大切な個人情報をインターネットにさらしたまま、住基ネットから離脱しても個人情報保護ということでは意味がありません。この際、基幹系ネットがインターネットから分離した安全なネットワークにすべきです。
68	委員への質問	安全なネットワークを県下全体で提案していきたいといっている委員が2年前に県のネットワークを考えていますが、現在紙のうえでの話だけで実現していない。このことをどう考えるか。	地域ネットワークについてのご質問、ありがとうございます。地域ネットワークについての提言を行い、知事に提言書を提出したのが、昨年の10月です。残念ながら私は行政の方向を判断する権限はもっておりませんが、この報告書にそったネットワークを実現すべく、常にメンターの立場で県に提言を続けています。県内10箇所合同庁舎を結ぶ光ファイバ網が今年4月から稼働しました。地域ネットワークについては、県において現在の県の厳しい財政状況のなかで提言書の考えを実現すべく、 (1)ネットワーク需要喚起のためのモデル事業を県内3ヶ所実施 (2)効率的なネット構築の具体案を得るべく、補正予算を計上して現在コンサルを実施 というのが現状です。もちろん、もっと早期に次々と地域ネットワークを実現したいというのが私の考えですが、力不足でご質問のようなご不満を持たれたのだと思います。申し訳ありません。今後とも地域ネットワークに対する要望を、県の情報政策課にお寄せください。
69	委員への質問	櫻井よしこ委員はマスコミのあらゆる場所でインターネットに接続していれば即危険だと発言していますが、片山大臣と同じコンピュータ技術者でもない、ファイアウォールの仕組みも知らない住基ネットのセキュリティの仕組みを知らない素人の櫻井さんが、何を根拠に公の場でデータが流出すると断言できるのでしょうか？ちなみに私は20年以上コンピュータ技術者として働いているものです。	櫻井委員は、コンピュータについて、ファイアウォールやセキュリティ技術について調査して多くの知識を持っています。データ流出の危険性についても発言する場合はその根拠をその都度示していますので、ご確認ください。20年以上コンピュータ技術者としてご活躍の立場として、ファイアウォールがあるからネットワークは安全だと確信されているのでしょうか。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
70	セキュリティ	100%のセキュリティー確保ができないという前提とした場合、どのレベルのセキュリティーを必要条件とするのかを明確にする必要があると思われまます。そうしないと、この問題はエンドレスの課題となってしまふ。	インターネットとの接続問題は問題外の緊急に対処しなければならぬ問題です。 他の問題につきましては、セキュリティ確保の具体的なやり方とそれぞれの経費を算定して報告しております。どのセキュリティレベルで良いとするかは、それぞれの市町村の判断だと考えます。
71	セキュリティ	ネットワークの安全性について。特に「仮想専用線」のイミ これは末端の市町村レベルの問題なのか？幹線の問題ではないでしょうか？ ネットワークの安全性について。特に「仮想専用線」のイミ 資料P15、「ネットワークの構成」の説明図で《住基ネット専用の仮想専用線網》のイミ…仮想的に専用線を使うということはインターネットや通信事業者が所有する公衆網を利用する”と”りあえず専用線”として使う意味ですか？これは一般道を現金輸送車が日常的に走行していることではないでしょうか。究極には専用線でない限り安全は保てないと考えます。「仮想的専用線」はコトバが変だ！ ハッキングされたら必ず記録が残るのか。侵入検知システムをだませば「なかったこと」になるのでは？	仮想専用線とはVPNを用いてセキュリティを論理的に保った上でインターネット等の回線を利用する意味です。この技術は専用線を使う場合に比べてコストを削減できるため、市町村レベルで利用されています。幹線（県NOC,LASDECの接続）は専用線を使っていると説明されています。 ハッキングしても記録が残らないように振る舞う例は多く、侵入検知システムをだますこともあり得ます。
72	セキュリティ	庁内LAN等よりハッカーが攻撃するというのが、住基ネットが単独であれば問題ないのか？	住基ネットの利用者は全国の市町村、都道府県のほか、国の264の事務まで拡大していきます。それらの各団体が住基ネットと庁内LAN（組織内イントラネット、LGWAN）を分離して運用することは、個人情報を管理する上で最低限の必要条件であり、そのことをもって、個人情報漏洩が100%発生しないという十分条件ではありません。例えば、庁内における住基ネットサーバや専用端末機の管理、担当職員のセキュリティ教育と運用管理体制整備、不正侵入検知システム導入などを継続して検討していく必要があります。
73	セキュリティ	専門的な技術的な問題性、手法はわかりませんが、当面インターネットで接続していることが安全性での問題であるとすれば、インターネットとの接続を遮断すればよいと思いますがどうでしょうか。	審議会では報告書において、様々な問題点と緊急の課題を挙げています。このうち、なにを当面の危険として取り上げるのかは、判断者である知事、市町村長が決めることです。判断者がインターネットとの接続問題のみを当面の危険の理由とした場合は、インターネットとの接続問題の解決が当面の危険の終了時点となります。
74	セキュリティ	23自治体が全てインターネットから分離すれば県は離脱はしないのか？	
75	セキュリティ	インターネットに接続していない27市町村以外は安全なのか？安全でないならば、どのようなことが（インターネット接続以外に）危険であるのか？情報漏洩がインターネットのようにならないのではないのか？	
76	セキュリティ	県が住基ネットから離脱した場合、当面の期間とは具体的にどのような状態になった時点で復帰するのか。	
77	セキュリティ	何をもって危険が解消されたということになるのか？100%のセキュリティーがないというなら、立ち止まりではなく中止ということになるのでは？	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
78	セキュリ ティ	私どもは市内LANとインターネットとは接続していません。住基ネットと市内LANはフロッピーの媒体交換で行っております。そのセキュリティー対策について教えてください。	審議会第1次報告で指摘させていただいた課題はクリアしていると思います。継続して以下のセキュリティー対策をご検討いただきたいと思います。(1)市内における住基ネットサーバや専用端末機の管理(アクセス権限の確認、アクセス状況の確認、物理的隔離状況の確認、サーバやCS端末機の最新ソフトウェアへの更新等。(2)担当職員のセキュリティー教育と運用管理体制整備(緊急時の対応マニュアル整備、委託事業者との契約内容整備、ログ情報のタイムリーな解析等)。(3)不正侵入検知システム導入。(4)市内LAN内の各サーバ、パソコンの最新ソフトウェアへの更新。(危険度は小さいですが、最悪の場合にはフロッピーを介してでもウイルスやワームは感染いたします)
79	セキュリ ティ	県市内でも税情報等が地方事務所へ接続されているかと思うが、安全は確保できているのか?電波または電話線は安全か?	審議会では、今は住基ネット関連の調査を行っています。今後必要があればネット全体における個人情報保護についても、県と相談する必要がありますね。
80	セキュリ ティ	県民の個人情報保護が保持できない状況は理解できた。安全性に問題があるならその対策をとるよう国は自治体を指導すべき。去年8月にやった。今度もやってほしい。	昨年8月の総務省指導でインターネットと接続していた自治体はその問題が解決するまでその対処を指示されたが、実際には市内LANを完全にインターネットと分離したうえで住基ネットと接続した自治体だけでなく、変更データを県に送信する瞬間だけ住基ネットと接続するという運用で対処した自治体がある。しかし、2次稼働後は全国からの照会が随時発生するため住基ネットとは常時接続となるので、その後抜本的な改善を行っていない場合は問題となる。
81	セキュリ ティ	セキュリティーホールが100%なくなるとしたら、住基ネットには永遠に接続しないということになるのでしょうか。接続できると判断できる最大の要因、ポイントは何でしょうか。	<p>&lt;回答1&gt; 100%安全なネットワークというものは、永久に存在しません。大切なことは、現在考え得る最善の方法で、きちんと個人情報漏洩を防ぐことです。これは技術的な事と運営する人の問題等の要因が絡んできます。審議会では、このような観点で、現在の住基ネットの現状は現在考え得る最善の状態にはなっていないと考えます。</p> <p>&lt;回答2&gt; 全国の自治体が住基ネットの稼働に向けて準備を進めてきたことは認めます。しかし、果たして全国の自治体はコンピュータネットワークの脆弱性をどこまで理解し、危機意識をもって取り組んできたのでしょうか。ほとんどの自治体が理解しておらず、危機意識も持っていないというのが実情です。行政機関がコンピュータネットワークに関わるということは、住民に対して十分な責任が負える自信があることを前提としています。現実果たしてそうでしょうか。どこまで責任を持てるか分からないが、住基ネットはやらせてもらうではあまりにも無責任です。</p>

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
82	セキュリティ	住基ネットを模したシステムには、住基ネットと同じファイアウォールを組み入れたのですか。	県庁内の会議室内での擬似環境で実施いたしました。不正アクセス防止法に抵触しない範囲で、実環境での侵入試験ができるかどうかを検討中です。
83	セキュリティ	以前から信越放送のローカル番組で「住基ネットに入り込む実験をしたらはいれてしまい、危険だ」と言っていました。本当に住基ネットの情報を取り出すことができたのでしょうか？住基ネットのセキュリティー部分は当然公開されていないわけだから、同様のテスト環境を作り出すことは不可能と思われる。もしできていないとすれば、公の場でそのような危険発言をするのは単に恐怖心をおおるだけで誠に無責任ではないか？	試験で具体的にどのようなツールを使ったのかの詳細はセキュリティー上の問題があるので明らかに出来ませんが、きわめて簡単に入手出来るツールのみを使い、委員として出来るだけ実際の住基ネットに近い環境を再現して侵入試験を行いました。その結果、大変簡単に侵入が完了し、市町村CSの管理者権限が剥奪できてしまいました。
84	セキュリティ	今年の3月に吉田委員が実験でファイアウォールを越えて市町村の住基ネットのコンピュータを乗っ取ることができたと以前お聞きしましたが、本当ですか？詳しく教えてください。	
85	セキュリティ	ファイアウォール攻撃の実験は実際に接続された自治体のネットワークで行われたのか？	
86	セキュリティ	危機感は十分に伝わったが、侵入テストを実施できないのであれば実感はわからないが、どうするのですか。	市町村LAN管理者の承諾を得て、インターネットから市町村LANへの侵入試験を実施する予定です。市町村LANから全国センターへの侵入試験は全国センターが正当な理由もなく拒絶しておりますので、継続して国との合同による侵入試験実施を呼びかけて参ります。
87	セキュリティ	具体的に侵入の事実を大衆の面前で行えるかどうか？	不正アクセス防止法に抵触しない範囲で、実環境での侵入試験ができるかどうかを検討中です。
88	セキュリティ	27団体以外に、それに次ぐ低いセキュリティーレベルの自治体はあったのか？あったとすればその数は？	<p>&lt;回答1&gt; 全市町村の現場調査をしたわけではありませんが、委員が調査した複数の自治体では、(1)操作者カード管理がずさん。(2)住基サーバの物理的管理に問題あり。(3)LAN接続用HUBポート管理に問題あり。(4)委託業者側から随時庁内LANに遠隔接続可能。などの問題がありました。引き続き、県庁情報政策課にて実態調査を継続しています。</p> <p>&lt;回答2&gt; 県審議会が行った調査はアンケート調査と一部の自治体に対する2時間程度の聴き取り調査です。それでも様々な重大問題が発見されたくらいですから、時間をかけて丁寧に調査すればより多くの重大問題が発見されることでしょう。</p>
89	セキュリティ	「危機が現実化」した状況かどうか。議論でなく実践が全てを語るとありますが、実践はいつどの様に行われる予定ですか。	出来るだけ公開の場でマスコミや市町村民の方も入れる場所で、出来る限りどなたにでもインターネットで入手可能な無償のソフトを利用してプロセスを含め行いたいと考えています。なお、インターネット側からの話に集中していますが擬似進入テスト自体は現場での環境上の問題を指摘することも重要なため、現場からオンサイトにて行うこともあわせて必要です。HUBの口が開いていて誰でも自由に接続できる環境にあれば危険であることはいうまでもありません。
90	セキュリティ	国、県及び審議会との安全性の検証は非公開で実施との情報ですが、現状は？	
91	セキュリティ	安全か安全でないか国と審議会で論争のあるところ、実験してみたらどうかということをお願いしたと思う。FWをとる侵入実験を試してみることなのですか。論より証拠、よい発想と思う。	
92	セキュリティ	実験を要望すると来てくれますか。	
93	セキュリティ	住基ネットのセキュリティーに関する安全確認のために行う技術的な実験とは、いつ、どのような内容で、どんなメンバーで行うのか、あるいは行うのが望ましいと考えているのか、そのイメージを教えてください。	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
94	セキュリ ティ	セキュリティ対策がどうだ、コストがどうだ、という話はあるが、今の世の中、個人情報、そこら中にある。携帯電話番号から預金がいくらあるか分かる時代。悪意の考えで個人情報を知らうとすると住基ネット以外でも知ることができる。今問題とされているのは、国がやっていることだからやらないほうがいいと言う考えですか？もちろん私は、住基ネットは反対です。国の考えが見え見え（悪い意味で）	ご指摘のように、個人情報は日常生活の様々なところに散在しています。ただ、これらの個人情報では、相互の関係を明確にすることはそれほど簡単ではありません。例えば、携帯電話の番号が判り、図書館の個人別貸し出し情報も判ったとしても、この2つの情報を相互に関連づけることは簡単ではありません。住基ネットでやりとりされる住基コード番号は、これを利用する全てのデータにおいて共通に用いられます。つまり、これまで個別に存在していた個人情報を互いに関連づけることが技術的には出来てしまいます（法律上は関連づけることは禁止されています）。上記2情報も関連づけられます。このことが、従来の個人情報にくらべて比べものにならないほど住基データのセキュリティが重要である理由です。
95	セキュリ ティ	インターネットにつながっていると思われる27の団体を公表することはできますか？無理のようでしたら例えばひとつ（諏訪6市町村についてはどうか？）だけでも示されればと思いますが。	27団体名を明らかにすることは、セキュリティ上問題があると考えています。公表はご容赦ください。
96	セキュリ ティ	27団体の公表は必要である（ハッカーはさがすでしょう。やる人はやる）	
97	セキュリ ティ	県内で27の市町村が繋がっているの事ですが、どこでしょうか？	
98	セキュリ ティ	県として中止するのではなく、より安全な、ネットワークの整備はしないのか（長野県独自でもすぐにやったらどうか）	
99	セキュリ ティ	住基ネットの離脱に焦点がいていますが、中澤委員の指摘された住基サーバー等に保管されているデータがインターネットを通じて外部に漏れる可能性があることのほうがより問題であると思います。この点について審議会、また県としてはどのようにお考えでしょうか。離脱する、しないの判断ではなく、安全なネットワークを組む等の策を是非講じてください。	国（地方自治情報センター）が、住基ネットに関して詳細な情報（ネットワークの構成や設定等）を明らかにしていません。このため、審議会としては県内のネットワークのみを調べてその問題点を明らかにしました。県内ネットワークをきちんと守るための方策は報告書にも述べています（さらに詳しいことは今後も検討を加えていきます）が、国レベルの部分については、まだ目処が立っていないのが現状です。第三者機関によるチェック等が緊急の課題だと考えます。さらに、現在より安全な長野県版ネットワークシステムについての検討を行っています。
100	セキュリ ティ	本質的な解決をするための策は？	
101	セキュリ ティ	仮に県内のセキュリティ確保体制が確立されたとして接続された場合に、他県のネットワークのセキュリティの「穴」から漏洩する可能性はあると思うが、その場合を想定して会としての提言などは可能か？	このことについても、報告書の3章で触れています。より詳しい検討を今後も行ってまいります。
102	セキュリ ティ	専用回線で実施しているので危険性はないと思う。県内27町村のインターネット回線により接続はファイアウォールがあるが、少し危険のところもあるが県で専用回線等を考えるべきである。	各市町村と県庁間は専用回線（正確には仮想専用回線）ですが、問題はその回線部分ではなく、インターネット側から市町村LANに侵入できてしまう部分です。
103	セキュリ ティ	第1次稼働以後、今日まで問題は起きていない、安全であると言うが、私が私の情報の流れに問題があったかどうか私自身が確かめる手段が今ない。今後はあるのか（確認する方法が）	今日まで安全であるので問題ないと、繰り返しマスコミの場でも片山総務大臣は発言を繰り返していますが、どのような方法で安全だとの発言があるのか根拠が不明確です。安全であるというのはファイアウォールの記録だけを解析して安全とはいえません。CS端末のスパイソフトやウイルス検知ソフトや不正進入検知ソフトと除去ソフトを導入しなければ検証のしようが無いものなのです。自分で行うには最低限、今あげたソフトを導入しそれぞれの記録を相関分析し毎日見続けて変化を察知するしかありません。これは熟練したエンジニアでも見落とすほどの作業なのです。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
104	セキュリテイ	「国の言う住基システムの安全性は信じられない。住基法に定められたことを守るな」何をどうしろと言われるのか？本当に危険性が確認されてから離脱してもよいのでは？少なくとも昨年の8月以来被害はないのでは？	守るなど発言した覚えはまったくありません。私たちの議事録をしっかりと読んでいただければ趣旨はお分かりいただけるかと考えています。安全性についての認識は総務省がお持ちの審議会でも委員の皆さんの発言から安全性の問題点をむしろ私どもよりも過激にご指摘です。安全で過去に問題が無いとは何を持って安全で問題が無かったと結論付けているのかその根拠を公の場で総務省は明らかにする責任があるのではないのでしょうか
105	セキュリテイ	国側からは、安全であるということをいわれるが、個人情報を提供する住民側（そのような自治体）が、本当に安全だと言うことを外部からチェックすることが考えられているのか？「自己証明は証明にあらず」で国の主張を裏付けるために住民側からのチェックを考えることはできないのでしょうか？	住民からネットワークを監査請求することは大変意義のあることです。チェックの方式についてはさまざまな方法がありますが、まずは従前のお付き合いのある業者に相談されることをお勧めします。なお、ひとつの参考ではありますがISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）というのがあります。これを自治体向けに手直したのも出回ってきていますので、学習されることをお勧めします。
106	セキュリテイ	実際に公的個人認証サービスが行われる総合行政ネットワークの安全性が住基に比べて全く問題にされないのはなぜでしょう。認証のためには住基の情報参照されるので、住基ネットを離脱すべきとするならば総合行政ネットワークの接続も離脱すべきではないでしょうか。	本審議会は住基ネットによる本人確認情報の安全性について審議を行っていますが、まだ総合行政ネットワークの安全性そのものについて審議することは行っておりません。今後の審議において、注意していきます。
107	セキュリテイ	今回の報告は緊急避難的に離脱をすべきとのものであるとの事ですが、最終的にはどうすべきとお考えなのでしょうか？安全なネットワークはありえないとすれば、永遠に「住基ネット」は成り立たないこととなりますが。私自身はそうなってほしいと思っています。	最終的にどうすべきかは、最終的には住民の方々と市町村長が判断すべき事だと考えます。私たち審議会は、様々な条件下での本人確認情報の保護について、今後も報告書を出させて頂きます。
108	セキュリテイ	120市町村のうち、このシステムであれば住基ネットに接続しても大丈夫という市町村はいくつあったのか？93市町村がOKか？	これまで私どもは情報保護の緊急性から問題がある可能性がある市町村を中心にまわってきましたので、他の市町村について安全であることを保証するまで至っていません。
109	セキュリテイ	FD等で直接内部に持ち込まれるトロイの木馬等に対する対策は？	外部のデータが、どのような方法であれチェックなしに持ち込まれる体制そのものに問題があると思います。
110	セキュリテイ	リスクについて実験で住基ネットに侵入できたとの事ですが、総務省の見解とあまりにも違いますが、本当に侵入できたと断言してよいのですか。	技術論に関して、異なる意見があります。審議会では、専門の委員が話す意見を尊重して報告書を作成しましたが、この点は公開の場で実験により早期に確認すべきだと考えます。
111	セキュリテイ	庁内のコンピュータからファックスにつながっているものは危険なのですか。	パソコンを使ったファックスではなく、電話型の通常のファックスであれば危険はありません。
112	セキュリテイ	M a i l も同様	電子メール自体は、そのセキュリティ対策をきちんと行うことで便利で安全なツールとなります。問題は、そのために庁内のネットワークとインターネットとが接続されるそのやり方です。
113	セキュリテイ	現在、役所・役場のホームページに質問用のメールアドレスがあり、これを使った情報のやり取りも危険ということでしょうか。	
114	セキュリテイ	安全基準の違い（国・県・市町村）という技術的な問題について 審議会として、国の安全基準は明確で適正と思うか？適正でなければ現場を廻った上で国への提言や県の基準を求めるのか？	今回は、基準の違いというか、現在のインターネットとの接続問題に関しては現状認識の違い（今の状態を安全と見るか危険とみるか）です。国の専門委員との話し合いで、是非この点をご理解頂きたいと思っています。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
115	セキュリテイ	とりあえず、一時不接続として、ではどのようにしたらいいのか提案は？	既存住基システムの問題も解決する抜本的解決方法について、現在審議会と県の情報政策課で早急に案を出すべく検討を続けています。 是非この案につきましてもご意見をいただければ、さらにご提案をいただければ幸いです。
116	セキュリテイ	住基ネット、市内LAN、LGWAN等を含めた理想的なネットワークの構成図をお示しいただけるとありがたいです。	
117	セキュリテイ	県、国に対する批判はたくさんです。離脱ということではなくよい方向へ持っていけるよう指導を望みます。	
118	セキュリテイ	中澤さんの言った「既存住基システム」の離脱はできないのか。又は、住基ネット離脱だけでは「既存住基システム」は守れないのでしょうか。	
119	セキュリテイ	インターネットから住基ネットと既存ネットへの物理的な線はつながっているが、住基ネット切断のみを主張する根拠は？	私たちは、報告書で様々な現在の問題を報告しています。住基ネット切断のみをただ主張しているのではありません。また、切断しないで利用を続けるために我々としてよいと思うセンター構想も検討しています。
120	セキュリテイ	内部のセキュリティーに対する検証は？オペレーターの特長、パスワードの管理等（文字列だけORバイオメトリクス）例えば、佐久市を踏み台に小諸市へクラッキングが発生した場合どちらの市が是正するのか？またこのケースでの保護規定は？	セキュリティーの検証は、経費をかければ業者による検証を受けることが可能です。オペレータの特長方法もきちんと検討して、現状よりよりよい方法でかつ各自治体の実情に沿ったものがあり得ます。佐久市を踏み台に小諸市に被害を及ぼした場合、佐久市がきちんとしたセキュリティー対策を行っていなければ佐久市にも責任が生じます。
121	セキュリテイ	役場に出先機関がある場合、その間のネットワークは専用線でないでセキュリティー上危険であるということでしょうか。技術的な話し合いを速やかにお願いします。	ネットワークにおけるセキュリティー問題に限定して考えるのであれば、インターネットを使うか専用線を使うかに係わらず、データを暗号化して通信を行うことがもっともセキュリティーが高いです。ただし、暗号の鍵の管理を厳密に行う必要があります。
122	セキュリテイ	住基ネットの「専用線」とは、「仮想専用線」であり、物理的に専用とされているわけではないと聞いているが、これによる安全性への懸念について意見を伺いたい。	
123	セキュリテイ	疑問 インターネットに接続している23自治体のどちらかに侵入できたとしたら、全国の住基ネットに侵入できるのか？	
124	セキュリテイ	県内23自治体がインターネットと物理的に接続している（全国400）ということだが、その場合危険性は全国の自治体に及ぶということなのか？県内23（全国400）自治体だけで完結する危険性と考えるべきなのか。要は、体制不備な自治体から侵入して他自治体の情報をとることができるのか。という質問です。	全国に進入できる可能性があります。この場合、体制不備の自治体は被害者となると同時に加害者となる可能性があります。
125	セキュリテイ	県として離脱とは、P12の図ではどのレベルを切断するのでしょうか。Bの住基データを守ることが主眼であるのならA-B間を切断すべきという提言であるべきではないでしょうか。	A-B間の切断は、インターネットと市町村CSの切り離しという意味で、2月からずっと審議会として県に指導をお願いしてきたものです。この措置が5月末までまったく進まない状況から、緊急の報告書を提出したものです。
126	セキュリテイ	審議会の意見を聞いているとセキュリティーを守ると言うのは無理のような気がしますが、果たして、セキュリティーの高いネットワークが作り上げられるのでしょうか。これは県だけの問題ではないと思います。	100%安全と言い切れるネットワークや情報システムはありませんが、だからと言って不正侵入可能と推測される状況を放置することや、不正侵入を検出する仕掛けを用意せずにネットワーク接続することは正当化できないと思います。個人情報をあつかう以上は最善の努力はすべきです。
127	セキュリテイ	情報システムのそのものの安全はあるのか。	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
128	説明会について	住基ネットの実情を学びこれが誰のためにプラスになるのか知った今、プライバシーの侵害の危険を知った。恐ろしいことだ。知事の言われる通り住基ネット接続をすべきでない。桜井委員の説得力のある発言に感動した。県内のすべての自治体でこのようなシンポジウムを開くべきだ。	本審議会は、住基ネットについて「技術的」「法律的」な面から検討を行い、本人確認情報が保護されているか漏洩の危険があるかを判断し、危険があると判断した場合は、その対処を県に申し出るという事を行っています。現在の状況につき、またその状況に基づき行った第1回報告書について、是非県には説明を各地で行って頂き、市町村長・担当者、住民の皆さんとの意見交換を行うよう、申し入れています。もちろん、審議会もそのお手伝いをさせていただきます。
129	説明会について	最初から住基ネットについては反対でした。(私が)私たちが住基ネットに接続してくださいとお願いしたものではないので、非常にスッキリしないイヤな気分です。最終的には人間のやること、やっぱり安全とはいえないのではないかと。非常に危険を感じます。とても分かりやすい説明で、勉強になりました。	これからも、わかりやすい説明に努めたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。
130	説明会について	技術論は少し難しく横文字が多いので普通は理解できないのではないかと。	今後の説明ではできる限り横文字や略語を使わないよう気をつけたいと思います。
131	説明会について	LANの問題点と道路の問題点を同列に論じる(例えとして出す)のは適当なのか。LANはLANの問題だと思うが。	LANとかネットワークなど専門用語のわからない方にも、安全性や危険性を判断する際、技術論からだけでなく、多角的観点から検討する必要があることを伝えたいと思いました。6月19日の信毎新聞、「検証住基ネット」欄でも車社会と比喻した説明がありますので参考までに。
132	説明会について	諏訪市民ですが、諏訪市ではお聞きできないので下諏訪町へきました。分かりやすくとてもよかったです。	ありがとうございます。これからも、よりわかりやすい説明に努めます。
133	説明会について	絵を含め 分かりやすく ポイントのみと最初は考えていましたが自身の勉強不足を考えさせられました。	私たちも、説明の仕方をもっと勉強します。今後ともよろしくお願ひいたします。
134	説明会について	桜井さんの話術はユニークで説得力があり、とてもすばらしいですね。住基ネットの実情について理解を深めることができました。	他の委員ももっと説明の仕方を勉強します。
135	その他	・LGWANが実施されたとき、住基ネットとの関係(危険性)をもう少し詳しく教えてください。 ・審議会の二次報告はでるのですか。また、答申はいつごろどんな内容で出るのですか。 ・今回の説明会をビデオにして全市町村に配ったらどうでしょうか。	LGWANは全国の自治体と国の中央省庁間をつなぐ巨大な行政イントラネットですが、住民へのサービス提供の受け口としてLGWANへのインターネットからのアクセスが可能です。また各市町村の庁内ではそれら住民サービスのためにLGWANと基幹系LANが接続されるケースが増えてきます。即ち、インターネットからLGWANを通して基幹系ネットにアクセスできる機会(危険)が増え、基幹系ネットで管理している個人情報に到達しやすくなります。
136	その他	シンポジウムを聞いていて何を信じてよいか分からなくなりました。行政はどう動けばよいか(住基ネットを推進してよいか)困惑しております。1次サービスに続いて2次サービスをと更に動いておるので私は自治体職員として進めるべきと思いますが?	セキュリティ上の問題をきちんと解決し、住民が皆さん喜ばれる形での2次稼働を堂々と進めて行かれるべきではないでしょうか。
137	その他	(私の11桁の個人番号を)他人でも何とかなりすまして知ることができるかしら。(意外と市役所の人には親切でやさしいですから、他人でも見破ることはないでしょう。姉妹とか)	通知書を紛失した場合等で自分の番号を知る方法については、各市町村で対応されていますのでお問い合わせください。
138	その他	たとえば、私は11桁の個人番号を今現在知りません。(世帯主ではありませんので)それを知る方法はどんな方法ですか。	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
139	その他	長野県が一時的に離脱し、安全なシステムを構築したとしても、他県が今の状況であるとすれば、やはり危険なままだと思う。本当に危険なのであれば、国に対しても自信を持って提言していただきたいと思います。	国に対しても話し合いの場をもって意見を交換すべく、調整中です。 8月初めには行われる予定で調整が進んでいます。また、インターネットによる公開を要望しています。
140	その他	総務省と審議委員の話し合いはいつ頃やられる予定か。またその経過は公開されるのか。	
141	その他	住民基本台帳法第30条の29第1項には住基ネットから離脱した都道府県の除外規定がないことから、都道府県の住基ネットからの離脱を予想していないのではないかと。	総務省のご意見でも、危険が現実化した際には都道府県知事にも一時的に不接続とする等の必要な措置が行えることと書いておられます。
142	その他	セキュリティーの問題だけではなく、カードに入れ込むことができる市町村独自の情報が、カードから漏れてしまう、という点の問題はないのですか？	住基カードの安全性については、審議会としてまだ審議に至っておりません。下記の事項は総務省の説明に従ったものです。 住基カードを市町村独自利用する場合、カード内には利用するサービスにアクセスする鍵情報のみが格納されません。受けたサービスの内容などはカードには記録されません。既存の磁気カード（ハイウェイカード、マネーカードなど）との大きな違いの一つです。既存のカードがデータキャリア方式と違ってそれ自体に様々な利用記録を持つのに対し、住基カードはキー情報しか持ちません。したがって、カードから独自利用に関する個人情報漏れるという心配はございません。
143	その他	住基ネットにはメリットが少ない、あるいは、あるいはコストがかかりすぎるといった理由で住基ネットから離脱することは「必要な措置」とは言えず違法であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の理由のみをもっては、危険が現実化したとはいえませんが、「必要な措置」として一時的な不接続は行いません。
144	その他	住基ネットそのものの欠陥を指摘するのなら、法の改正を許してしまった責任は？大臣手法云々より、国民にも責任。	同感であります。市町村は国民が選んだ国会議員が作った法律にしたがって行政にあたることになっています。この基本原則が崩れると国も市町村も成り立たなくなります。住基ネット制度そのものの是非を問うのは本審議会の役割ではないはずで、日本全体の問題として国レベルで論議すべきです。
145	その他	漏れた情報は何にどのように使われるのですか。	住基6情報だけでも、氏名と生年月日と性別と住所がわかるのですから、利用価値は十分にあります。さらに、住基番号も含まれていますから、この番号を使って他の様々な情報も、住基番号の利用範囲が広がるにつれて多くなってきます。
146	その他	中澤委員の発言は「仕込み」ですか？	ご質問の意図がよくわかりませんが、説明会における各委員の発言に関して事前に委員間で打合せをしたことは全くありません。説明会では各自が自分の責任で発言しています。
147	その他	年金の番号制の時にはどうして何もなかったんですか？	年金の番号制について、個人情報漏洩の問題が発生したのかどうかは、審議会ではわかりません。年金の番号は年金のみの活用ですが、住基番号は幅広い利用が考えられ、今後この番号で管理される情報が広がっていくことが考えられます。
148	その他	替え得るものが他にいいのか、全く必要ないものなのかお答えください。	何を目的としたシステムなのかによって対案は変わります。住民票の広域交付でだけであれば、各自治体の住民台帳データベース間を分散したままネットワークで接続する方法もあります。身分証明カード用ならば、各自治体で番号なし写真入りの住民カードを作成する方法もあります。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
149	その他	櫻井さんから世界で類を見ない個人番号を付した悪いシステムとありました。以前から納税者番号という概念が現れては消えていくものでそれを住民票コードという名に変えて実現したものと考えています。アメリカでも社会保険者番号という周知のものもありますし、今後の電子自治体においては必要と考えますが、いかがか？	米国でもチェックをどうするかがいつも課題になっています。日本では国が採用している機械だからとかソフトだから導入するというのがよく聞かれますが、米国ではそのような話はあまり出てきません。自分の身は自分で守ることが、当たり前環境にあるのです。その意味では文化論といえるかも知れません。つまり、完璧に確保など米国でも出来ていませんが、実を守ることにコストをかけることに疑問が無いので、きちんと議論され予算化されセキュリティコストをかけて出来る限りの安全を確保しようとしているのです。
150	その他	アメリカ等諸外国でも同じようなシステムネットワークを運用していると思うが、それらの国ではどのようにセキュリティーを確保しているのか、分かる範囲でお答えいただきたい。	
151	その他	形態は違うが他国でもネット化しているところはあるか？問題はありますか？	韓国では、国民総背番号制度が導入され、さまざまな個人情報個人コードひとつで端末表示できる仕組みが出来上がっています。しかし、97年にこの仕組みを悪用されて北朝鮮からの亡命者が暗殺される事件が起き、このこともあってICカード導入については国民からの反対が相次ぎ、実現していません。
152	その他	住基ネットについて説明していただきよくわかりました。説明されたようなことを県選出の国会議員、県会議員、市長会の市長さんは盛んに非難されますが、その理由はなぜですか。以上の方たちにも理解してもらう必要があると思います。（同様に報道機関も）	審議会の報告書の書き方が判りづらい等、こちらにも問題があると思います。その意味でも、是非非難される方も説明会にご出席頂いたり、委員を呼んでいただきたいと思っています。
153	その他	住基ネットに住基カードを使うと住民票等が無料になるのですか？	住基カードを使って住民票を取得する場合もこれまでどおり手数料がかかります。但し、年金の受給権確認やパスポート申請などこれまで住民票添付や記載事項証明が必要とされていたもので、今後は不要となるものについては、市町村役場に出かけてお金を払って証明を受けることはなくなります。
154	その他	県は、23市町村にもっと強い指導力を発揮してほしい。	インターネットとの接続の解消に向けて全力を挙げて対応中と認識しています。
155	その他	この間、県は市町村に詳細な説明や指導をしないで来たためにこのような市町村のばらつきが生じている。	県のみ責任ではなく、国の進め方、市町村の受け止め方にも問題があったかと思っています。国や県の指導責任は重大ですが、自治事務であることを基本にするならば、最終的には各市町村の責任で対応することが肝要かと思っています。
156	その他	全国3186ある市町村の実態を調査すること（特にインターネットとの物理的接続の有無）はできないでしょうか。	総務省は年2回、書類提出によって実態把握をしているようですが、書類と実態に乖離が合ったことは事実です。
157	その他	財政難の中、接続するのは非常に問題があると思う。今まで120町村・県が住基ネットのためにかけたお金がどのくらいになるのか、また、今後の維持費としてどのくらいかかっていくのかを、大体で結構ですので教えてください。	県の事務局に調べて頂きました。 まず、今まで（平成11年度～平成15年度）に、県そして120市町村が住民基本台帳ネットワークシステムの構築に掛けてきた費用は、全体で約21億5千万円です。その内訳は、県の部分が約7億5千万円、120市町村の部分が約14億円です。 また、今後の維持費については、県そして120市町村の合計で、毎年約5億4千万円が掛かる予定です。その内訳は、県の部分が約2億6千万円、120市町村の部分が約2億8千万円です。
158	その他	264の項目ごとに住基ネットを利用したときに節減できる経費を物件費、人件費別に積算しましたか。	各市町村のご協力を得て、調査をしたいと思っています。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
159	その他	今後不正は必ず起きると思う。	このことについても、審議会できちんと議論しなければならないと考えています。
160	その他	阿智の村長の姿勢は今のところよい。	今回、阿智村村長様を始め大勢の阿智村関係者に助けて頂き、有意義な報告会を持てました。本当にありがとうございました。
161	その他	民主主義の原点といったがその通りであると思う！	私たちも、今回阿智村で民主主義についてしっかり学ばせて頂きました。
162	その他	住民にとって、この事業のメリット、デメリットをはかりにかけたときにメリット部分が多くなければ、又、デメリットが住民にとって著しい不利益をもたらすものであるならばやめなければと思うがどうなのか？	そのようなきちんとした議論を、住民に対して行った上で住基ネットに参加するか否かを議論するべきであったと思います。
163	その他	8月25日過ぎに漏洩の場合、すぐに接続をとめることはできるのか。そのことを申し出は誰でも（一般住民でも）できるのか。	住民基本台帳法上、「本人確認情報に対する危険が現実化したとき、市町村長や都道府県知事が一時的に接続しないことはあり得る」とありますので、当然接続を止めることとなります。また、漏洩しているという申し出は誰でも可能です。
164	その他	住基ネットの稼働推進について市町村の直接の担当者は諸メリットについて否定的とのアンケート調査がでている。これに対し、市町村長はほとんどが推進の立場であり、末端現場での認識のちがひ、取組に対する温度差がある。一市民としてこうした状況をどのように受け止めたらよいのか、各委員にお聞きしたい。	今回、各市町村をまわらせて頂き、私たちは担当者の声を聞きました。皆さん真剣にこの問題に取り組み、多くの疑問を持っています。これはまさに住民のために担当者が真摯に行動していることを表しています。市町村長もこういった担当者と是非膝を交えて話し合い、現場の実態を知って頂きたいと思います。
165	その他	住基ネットのメリットは生活上ほんのわずかなため初めから反対です。デメリットのほうが大である。全国的にこのような動きの波がアッチコッチに来てるとよい。	自治体や国などで働く人がコンピュータに精通しているという状況は全くありません。そういう現実を国民としてどう思うか。曖昧にしないでしっかり考えるべきです。
166	その他	片山総務大臣の言う「住基ネットは全国の地方自治体の希望で作った」と言う全国の地方自治体、具体的にどの自治体なのか、どれほどの自治体が声を上げたのか知りたいです。（制度化のもとになったのであれば自治体名を隠す必要は全くないと思われる）	ありません。片山総務大臣の説明は、住基ネットを市町村の自治事務にして市町村に重い責任を負わせて、国は利便だけを教授するという仕組みを合理化するためのウソです。ウソでも自治体が付随してくればどうでもいいことなのです。それが国と自治体の力関係というものでしょう。
167	その他	総務省は各自治体から要請があってシステムを構築したというが、その事実はあるのか。	
168	その他	将来、セキュリティシステムが完備したとしても、法律が改訂されればいくらかでも個人情報提供が提供されてしまうのではないのか。	法律が「個人情報を提供してよい」と改訂されるようになれば、この審議会の存在理由は無くなります。そのような法律改定を国民は許すのでしょうか。
169	その他	県がラスデックに委任していること自体が県の責任放棄になるのではないのか。	単に委託が自営かの問題ではなく、委託先であるLASDECが構築するシステムの安全性・脆弱性をどこまで認識した上で委託したのが重要な点です。残念ながら、現状においては、審議会メンバーの大多数はLASDECの運用する住基ネットは安全であるという認識には至っておらず、県に対して、早急にそこの見直しを要求しているところです。
170	その他	県、国で住基データを開けるのは誰なのか。	定められた限られた職員で、操作カードを有しているものに限定されていることになっています。ただ、今後住基データの適用範囲が広がるにつれて、操作する人の数はかなり多くなると予想されます。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
171	その他	住民のデータを守るために、国・県、市町村がセキュリティー対策をする必要があるが、問題は不正侵入者がいることです。不正侵入を防ぐための教育活動等も考えないのでしょうか。	事業主体者である国・県・市町村は関係職員の教育・啓発を行い、職員のセキュリティー意識やモラルの向上を図り、内部犯行の防止に努力しておりますが、さらに引き続き不断の教育啓蒙が大切だと思います。外部については国民の一人一人が不正侵入は卑劣卑怯な犯罪であることという意識をもつ社会教育が大切だと考えます。ただ、残念ながらどのような教育を行っても不正侵入者が存在する可能性は否定できず、侵入を可能としないシステムの構築に努めるべきです。
172	その他	地方自治情報センターの事務処理委任を撤回することは可能でしょうか。	3ヶ月前までに契約解除を地方自治情報センター及び他の委任都道府県知事に通知することで委任の解除は可能です。但し、県が委託によらず自前で本人確認情報処理事務を実施できる体制・システム等を整備していることが前提となります。
173	その他	今後、電子申請が始まると、インターネットとつながっている庁内LANと住基ネットがつながっている既存住基LANが接続せざるを得ないと思うが、どう考えていらっしゃるでしょうか。	ご指摘のようにこれからの電子化ではどこかで接点を持つことは避けられないので、単に物理的接続があるからだめだとばかり言うてはいただけなくなります。想定される危険対策を十分した上で、接続していかなければならないと考えます。電子自治体、電子行政の未来像の中では各県単位くらいに電子申請受付の共同ASPセンター的なものを用意し、そこでインターネットからの受付、返信を1箇所にまとめてセキュリティー確保をしようとする構想がされています。長野県でも電子自治体協議会を発足させ、この検討が始まっています。
174	その他	「住基関係ネットワークのイメージ図」で『住基データ』が市町村、都道府県、全国センターと3箇所にあるのはなぜか。原本はどこなのか。	審議会としても、3カ所にあるのではなく市町村でのみ保持して、他の市町村からはネットワークを通してこの市町村にアクセスすればよいと考えていますが、現在の住基ネットの仕様はこのようなになっています。どれもが独立して検索に用いられますので、基本的にはどれもが原本である必要があります。
175	その他	インターネットに接続されている団体が27団体でなくゼロであったら離脱という見解に到達しなかったのでしょうか？	はい。今この時点で緊急の1次報告をする必要はありませんでした。
176	その他	6月5日付の総務省からの説明というのは、いかなる公文書形式（口頭？事務連絡？総務大臣の印のある公文書？）であったのか。	6月5日に総務省が正式の文章として都道府県を通じて全市町村に配布されたものです。新聞にも掲載されました。
177	その他	市町村合併を控え、先が見えない今年度での総合行政ネットワークへの接続も各市町村は押し付けられています（合併すれば重複投資となることがわかっているにもかかわらず）県の対応はよくわかりません。	総合行政ネットワークについては、まだ審議会では審議しておりません。今後、注意していきます。
178	その他	知事の言う県民益とは、自由と民主主義を徹底することだと思います。そのためには、必要な時間、お金をかけてもよいと思います。急がば廻れと言う言葉もあります。	市町村がしっかり住基ネットの安全性について検討し、住民にその根拠を示して判断をしていく、そのことを県もサポートしていく、そのことが、真の県民益につながっていくと考えます。
179	他都道府県の状況について	審議会は全ての都道府県にあるとの事ですが、長野県の審議会委員は他県の審議会委員との意見交流などは行っていますか？他県におけるセキュリティー程度は長野県の審議会とは関係無しですか？もっと全国的に取り組む問題ではないのでしょうか。	他県の審議会はほとんど活動していないようです。兵庫県が地方行政に住民票コードを積極的に利用することを提案しているくらいではないでしょうか。県審議会相互の意見交換は有意義かもしれませんが。
180	他都道府県の状況について	他県の「審議会」はどんな活動をしているか？そこの情報交換はしないのか？	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
181	他都道府県の状況について	横浜市や他の市民選択制度についてコメントください！！選択肢のひとつとしてありますか。	<p>&lt;回答1&gt; 仮にA市が個人選択制を導入したとしても、A市のネットワークにセキュリティ上の不備があって、不正侵入を許してしまうと、A市から全国の住基ネット情報が漏洩する危険性がありますので、個人選択制とネットワークの安全対策は別問題です。個人選択制は安全なネットワーク運用ができたあとの、別の次元の検討課題です。</p> <p>&lt;回答2&gt; 市町村に責任を負わせる仕組みでの個人選択制は市町村の作業負担があまりにも重すぎます。たったひとりでも希望者がいれば、住基カードの利用のための対応をしなければなりません。本当の選択制は出入りが全くの自由であるべきですが、自治体職員は大変です。そんな苦勞をさせるだけの価値があるとは思えません。自治体職員の苦勞や経費のことも考えてください。</p>
182	他都道府県の状況について	住民の選択での住基ネット参加、拒否の自由度は？（横浜市はやっている？）	
183	他都道府県の状況について	離脱した場合、住基ネットを利用したいと考えている住民に接続したいと考えている市町村の説明で理解してもらえるか。	
184	他都道府県の状況について	一市民が個人情報を守るために自治体側に連絡しないことはできるのか。	
185	他都道府県の状況について	何で住基ネットが必要なのか？わからない。個人が脱退することは、どうすればできるのか。	
186	他都道府県の状況について	神奈川県のある市民が言明したように、希望者のみ接続することは、法的（悪法も法であるので）、技術的にできるか？	
187	他都道府県の状況について	横浜市で行われる選択性はどのようなシステムですか？そのシステムにおいて、拒否した人の6情報及び個人情報は守られるのか？	
188	法的問題について	今の論争を聞いてもいまだ住基ネットを希望するような人がいるのであればいっそ以前の横浜市のように希望者のみ接続してもらおう形を長野県でも取ればいいのではないのでしょうか。私はもちろん希望しません。	ネットワーク全体の安全性を確保した上でならば、管理されることを拒否するという手段として個人選択制はあり得ると思いますが、現状のネットワーク形態では、基幹系ネットの住民基本台帳データですら不正侵入により漏洩してしまう危険性があります。
189	離脱について	離脱している期間の全国センターから配布されるソフトはどうなるのでしょうか？	全国センターでは離脱団体を特別扱いせず、参加団体と同様に扱うとのこと。したがって、ソフトウェア、ドキュメント等は現状どおり県を通じ若しくは直接配布されますので、所要の措置を講ずることになります。
190	離脱について	空白の期間が過ぎて接続をする時のことを教えてください。	離脱の期間に発生した異動等の情報を発生順に送信し、最新住民票状態に復した時点で運用可能となります。なお、この追いかけて異動処理の際に、転出入に伴って他市町村との間で矛盾するデータの発生が考えられます。この場合、あらかじめ関係市町村間で連絡調整し、データの削除・修正等が必要になる場合があります。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
191	離脱について	ちゃんとやっている市町村がある場合(あるのか?) 県が離脱だと、乱暴ではないか? 市町村に対し安全な運用ができるよう指導すべき!(人、金?)	県が離脱だからといって市町村が物理的に切断する必要は無いと技術的にはいえると思います。つまり、運用上、データベースの更新が行えないので、ありえないというのは運用上の話で、物理的に市町村が国に接続することは技術的に可能だと考えています。LASDECが県の代わりに県から委託を受けて行うことは技術的には可能だと考えているからです。
192	離脱について	今日、審議会報告の結論における「(1) 県は～離脱すべきである。」と「(2)～市町村が独自の判断で～これに協力すべきである」とはどのような関係になるのか。特に市町村の側が接続を望んだ場合(長野市のように)、市町村から全国ネットへのバイアスはありえるのか。	
193	離脱について	一部の市町村が住基ネットに(市長村民も)同意・合意しているが、他の反対する市町村がいるから県は国への接続を拒否するのは、県あるいは他の反対する市町村の自己中心のかつ一方的な意見であると考えられる。ただ、個人情報漏洩はあってはならないことであるので、万全な状態かつ安全な運営を行っていただきたい。	
194	離脱について	県が離脱をするとすべての市町村が住基ネットから強制的に切断されてしまいますが、住基ネットへの接続を希望する市町村はどうすればよいのでしょうか。	
195	離脱について	各市町村でリスクが合ったとしても住基ネットを接続したいと言っているのを県が勝手に切ってしまうことについてはどう思うか。	
196	離脱について	県レベルでの離脱の形態をとった場合、県内市町村レベルでも物理的にネットを切断するのですか?	
197	離脱について	どうしても私や他県からの転居者が住基ネットを利用したい場合、全国と同様のサービスを利用させてもらえますか?	一時的不接続を行っていない時にどうしても住基ネットへの登録をしたくない住民の意思が無視されるのと同様に、一時的不接続を行っている期間はどうしても住基ネットを使いたい方は使うことが出来ません。
198	離脱について	接続しない市町村の住民は例えばパスポート等がとれないといわれているが本当か?	従来通りの手続きで、パスポート取得は可能です。
199	離脱について	離脱した場合、既にサービスを行っている国家公務員、地方共済等の年金受給者の現況届の処理はどこが行うのか。	従前通りのままで行われます。
200	離脱について	セキュリティレベルの低い市町村に対し、第三者(国・県)が強制的にインターネットや住基ネットから切り離す命令はできないのか?(査察、監査...第三者?)	市町村とよく相談の上で、県もきちんと対処すべきだと考えます。
201	離脱について	インターネットに接続している市町村(27)について、県の方から、物理的な問題が解決するまで見合わせすべき。	
202	離脱について	住基ネット怖いから離脱したいけどどうしたらいいのでしょうか。	その意志をまず明確にしてください。だからといって離脱は出来ませんが、その意志を表明し続けてください。特にお住まいの市町村議会および首長に言い続けてください。
203	離脱について	住基ネットに参加したくない個人としては、より安全な住基ネット(これを否定するわけではないが)ができて困るのですが。	
204	離脱について	物理的にインターネットに接続されている状態が解消できた市町村の住基ネットのみを県へ接続できるようにすべきである。県下100くらいの市町村はインターネットへは接続されていないのだから。	様々なセキュリティ確保の方策が考えられます。お考えのものもそのひとつです。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
205	離脱について	離脱の時期は稼働前？稼働後？	離脱（当面の間の一時的不接続）の時期については、各市町村と県の行政の判断となります。
206	離脱について	現在我々住民はほとんど利益を感じていないが、一時離脱することで被る不利益には具体的にどのようなものがあるのでしょうか？	実態としては今のところありません。政治的にはいろいろ言われるでしょうが、ここであなた自身の判断をすることが長野県の民主主義を育てることになります。
207	今後何をすべきか	わかりやすい説明ありがとうございました。審議会の結論と各委員のお話に対して、県が住基ネットから離脱するのか？市町村が離脱せよというのか？インターネットからの接続を検討せよというのか？全てなのか？よくわかりませんでした。	審議会は、今日の前にあるネットワークによって個人の情報が漏洩する危険にあるのかどうかを判断してその都度報告をいたします。この報告を受けて、各行政がどのように判断されるかは、そしてこれからどうやってゆけばよいのかは、各行政が住民の声を十分に聞いて判断されていくところが、民主主義の原点だと思います。答えは住民の声に求めるべきなのは。
208	今後何をすべきか	セキュリティ的に安全であれば、住基ネットは進めてよいとの考えなのか？	
209	今後何をすべきか	この報告を受けて県知事がどう対応し、どう結論を出すのでしょうか...。3人の委員さんは長野県民は、日本はどのような方向へ導かれるのがよいとお思いですか。私たちは自らの意志を持って準備してきたというよりも国や県の指導のもとここまでやってきて、この先どうしてゆけばよいか道を見失っているところですが...	
210	今後何をすべきか	審議会の報告については充分理解をさせていただいております。27市町村についての指導により2市町村残すところとなったところまでの情報はいただいております。が、その後はどのようなになっているのでしょうか？説明会のみ実施しているのではなく、県として2市町村への徹底した指導を望みます。	県と市町村とが協力して、23市町村について改善を図っています。7月末現在で改善の目処がたっている市町村が内7割となっていますが、予算措置等の問題でその実施は年内一杯かかることもあります。残りの3割についても引き続き協力体制を県にお願いしています。
211	今後何をすべきか	議題、問題があるということについては理解できるが、その解消に向け具体的にどうしたらよいのかの話は聞きたかった。	今回は、インターネットと住基ネットとの接続という緊急を要する問題があり、緊急の報告をいたしました。このため、全ての問題解決につきましては、さらなる調査が必要と考えています。インターネットとの接続問題については、基本的には市町村のネットワーク構成を見直して、住基ネットとインターネットとを完全に分離することを、報告書では求めています。基本的なセキュリティ確保については、IDSを用いた方法を紹介していますが、経費の問題等も含めて広く市町村に情報を公開する必要があります。そのうえで、市町村との相談を県はよくする必要があります。
212	今後何をすべきか	自治情報センターには既に日本中の情報が集まっており、個々の自治体が離脱しても手遅れではないのか？	各自治体が自らのネットワークの問題を明らかにして、漏洩の可能性がある場合はその対処が完了するまで接続をやめるよう互いにネットワークに責任を持つこと、県がそのことをきちんと把握することが大切です。このことで、国民の個人情報漏洩の危険性が減り、また各自治体が漏洩の加害者になることが防げます。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
213	市町村の既存LANについて	本日聞いていて問題になるのはむしろ常時インターネットにつながっている環境にあるということという気がしたが、住基ネットとは別問題という気がする。その点はどう考えるのか？	<p>&lt;回答1&gt; 住基ネットとの接続以前の問題として、自市町村の個人データ保護の観点からしても市内の既存LANをインターネットの不正アクセスから守る対策は必要です。その場合の被害は自市町村に限定されますが、住基ネット接続後は不正アクセスの被害者であるはずの市町村が加害者となって全国民の個人データ漏洩の責任を負うことになり、責任の重さは比べ物になりません。</p> <p>&lt;回答2&gt; 全くそのとおりと考えます。市町村は住民基本情報・所得情報・資産情報・福祉情報・保健情報・・・などなど、住基ネットの4情報よりはるかに多くのプライベートな情報を管理しており、これらの保護対策は最優先の緊急課題と考えます。住基ネットから離脱しても27市町村においては、これらのもっと大切な保護すべき個人情報インターネット上にさらされている危険は何ら変わりありません。本審議会でこの状態を明らかにした以上、インターネットからの切断はなおさら急がれると考えます。</p>
214	自治体の体制について	須坂市の市長は6月議会の一般質問で「現在の個人確認情報は誰でも入手できる情報であり、保護すべき個人情報にあたらぬ」と答弁している。これをどう評価するか。	ここで言われる個人確認情報というものが氏名、性別、生年月日、住所の4情報であるとしたら、これは閲覧情報であって、情報を得るためには申請しなければなりません。この申請は正当な理由があれば拒否されます。さらに、住基ネットで扱っている情報はこれに住基番号とその変更履歴が付加されたもので、これは当然保護すべき情報であることは、総務省も明言されています。
215	自治体の体制について	基幹とインターネットと接続している自治体が27あるが、その自治体は、なぜそのような方式にしているのか？（端末の共有ができないためか？）そのような方式をとっている自治体は、自治体自身（職員自身）の考え方に問題があり、接続以前に情報に対する疑問があり、既存の状態こそ大きな問題にすべき。	住基ネットワークは大変複雑で、自治体にセキュリティ上の問題点を理解せよとすること自体にも無理があると思います。また、今回の総務省の見解ではインターネットと住基ネットとの接続はファイアウォールがあるので安全であると言っており、そのような指導がなされて自治体もそれに従ってきたということがあるのかも知れません。審議会では、このファイアウォールがあるから安全であるということが真実であるかどうかを、改めて関係する技術者が集まって実験すべきだと考えています。
216	自治体の体制について	穂高町では広報で説明が掲載されただけで、昨年一次スタートしました。他の市町村の説明状況はどの程度でしょうか？	詳しい説明が広報誌で数ヶ月にわたって掲載されたところもありますが、簡単な説明だけのところも多くあります。
217	自治体の体制について	（感想として）説明でよく分かった。村よりこのような具体的な心配な点の説明はなかった。役場職員も去年の夏の説明は自信がなさそうで当局も急に5月に決まったので勉強不足のようであった。一般住民から希望（要望）したことではなかった。総務省が強引にした感が強い。不安でいっぱいだ。取り返しのつかないことになる可能性がある。	審議会でも、現場の多くの担当者から同様の声をお聞きしました。
218	自治体の体制について	自治体は自信をもてないことはやるべきではない。	これまでのアナログ的な仕事はなんとなく、マニュアルの真似で対応できましたが、デジタル世界の管理は一定の専門知識と技術が不可欠です。それが不十分なままデジタル世界を管理しようとするのは、自治体にとっても住民にとってもよいことではありません。
219	自治体の体制について	ある市長は市町村職員のアンケートの回答者に不審な点があると発言しているがどう思われますか？	具体的な発言の趣旨はよくわかりませんが、アンケートにお答えいただいた担当者のかたは、まさに真剣にシステムに取り組み、そのなかから感じられていることを真摯にお答えいただいています。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
220	自治体の体制について	市町村職員の代弁であると言い切るのはいさぐさ独善的ではないですか？私はネットワークの運営を自信をもって担当している。	庁内LANの管理に関する話であれば、あなたが自分の仕事に自信を持つのは構いません。しかし、1つの自治体の枠を越えて全国ネットということになると、いくらひとりが努力したところで明らかな限界があります。自治体の担当職員の多くが問題意識を持ちながら、「おかしい」と社会に向かって言えない現実があることは確かです。
221	自治体の体制について	プライバシーの保護が考えられない自治体の中でも、特に担当職員が職務上、守秘義務を負ってきたものが、もう、自治体～県～全国ネットワークになると……（職員には職務上人事異動もある）	個人情報保護法により、行政機関であれ民間事業者であれ、個人情報を取り扱うものはその管理に対して個人の人格尊重の理念の下に慎重な取扱を義務付けられております。自治体にはさまざまな個人情報が保管されていますので、データベース管理による効率化を図る際には、可能な限りのセキュリティ対策を施す必要があると思います。
222	自治体の体制について	市町村等の首長が計画通り進める要請をしているのはなぜか（1次報告書のように危険なのに）	地方自治体は国会で定めた法律に従って行政を行なう義務を負っています。県は住基法改正以来、県の住基ネットを整備するとともに、市町村にもネット参加を指導してきました。今日現在も二次稼働に向けて様々な準備を指示し続けております。市町村はこれに従い、議会・住民説明を行い、費用を投入し、機材を購入するなどして、一次稼働から参加してきております。セキュリティなどについては国と県審議会の見解が相違しているため、どこをどう直せばよいか県が国と調整したうえで、県として一貫した姿勢での取り組みを求めているものだと思います。
223	自治体の体制について	セキュリティについては現状では様々な問題があることが認識できた。問題のある中でネットを離脱することも一つの選択であると言える。市町村の担当者がこのネットについてどれだけ理解し実際に運用にかかわっているか、そのレベルが問題。ネットを動かすのは所詮は「人間」ひとりでも「悪意」のものがあればいくら安全な技術的対策を作っても無駄となる。	ご指摘のとおり、外部からの不正アクセスの危険に加えて、内部職員の不正操作という危険性もございませぬ。それに対しては、端末機操作には専用カードとパスワードが必要、どのような取引をしたかのログ管理、法律による罰則規定等で対応しています。しかしながらこれらの対策は漏洩問題の必要条件ではありますが、十分条件ではありません。
224	住基カードについて	8月25日発行されるカードを民間企業等が身分証明書代わりに使われることは法律上どうなっていますか？	住基法30条の42第1項（住民票コードの告知要求制限）の規定に違反する可能性があります。ただ、その規定では「住民票コードを告知することを求めてはならない」としているだけなので、住基カードを身分証明書代わりにしたい人はそのように使えます。
225	住基カードについて	秘密キー、公開鍵については、J-NETの二次稼働とは無関係で自己の申請により使用するものではないかと認識しています。この県での個人情報保護との関連ははずしたほうがよいとおもうがいかがか？	住基カードによる公的個人認証システムにおいて、本人確認情報がやりとりされる仕組みになっています。その意味で、本人確認情報保護を目的とする本審議会では感心を持っています。
226	住基カードについて	住基カードは便利だと思いますか。皆さんはカードを作りますか。	審議会として、住基カードによるセキュリティ確保について審議をしたくても、カードについての情報が明らかとならないうちに、現在調査をしている最中です。便利かどうかのまえに、安全性の確保が大切だと考えます。すくなくともそれまで、私は住基カードは作りませぬ。
227	住基カードについて	身分証明書として使われた場合、カードの中の情報はどんどん漏れ拡がっていくと思うのですがどうでしょう。	<p>&lt;回答1&gt; カードの中身もそうですがカードの中身を国の大規模集中データベースを検索する鍵になることが大問題だと思っています。</p> <p>&lt;回答2&gt; 住基カードを身分証明に使用するのは券面記載事項で本人確認するのであり、IC内を見るわけではありません。また、住基カードは従来のカードと違って電子キーを格納するだけであって、カード自体に情報は蓄積していません。即ち、どこでどう使ったかのようなことは記録しない仕組みになっています。</p>

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
228	住基カードについて	世の中、カードの時代になっている。キャッシュカードは特に日頃の生活に欠かせないものになっている。とにかく会員制の時代に、身分証明書の提示が必要になっている。住基ネットのセキュリティーが不十分でも、情報は他のところからどんどん漏れている。それなら、住基ネットによるカードで全てができる便利さに頼ってよいと思う。	<p>&lt;回答1&gt; キャッシュカードは個人が参加するか否かを選択できます。しかし、住基ネットにその選択権はありません。この点がかつとも異なる点だと考えます。</p> <p>&lt;回答2&gt; 身分証明がどのような場合に必要か、どのような身分証明でよいかなど、個別具体的に検討し、それぞれに相応しい必要最小限の身分証明にすべきです。と言うのは、デジタル処理によって身分証明した場合、それは半永久的に残ります。あなたがいつどこで何をしたという記録が生活の様々な面で行われ、かつ半永久的に保存され、いつだれがそれを見てどう利用するかわからない社会がすぐそこまで来ていることを認識しておくべきです。</p>
229	説明会について	県民に対して、住基ネットに係わる問題についての説明を様々な場で行うべきであり、その上で、県民自身が考え判断を行う必要があると思う。ただ、説明については工夫をする必要がある。技術論では難しく理解できない。今日も弁護士の方以外の説明は難しかった。	審議会でも、いろいろな機会でも討論や勉強会、実験を行わせて頂きたいと願っています。説明につきましては、これからもっとわかりやすい説明に努めます。ありがとうございました。
230	説明会について	本日、話が聞けて良かった。誤解（審議会に対して）のあった部分も分かりました。	ありがとうございます。こちら言葉足らずの事が多く、申し訳ありません。これからも、ご要望に応じて説明会を各地で開かせて頂きたいと思っています。
231	説明会について	不破委員長（会長）さんの説明よかった。	ありがとうございます。これから、よりわかりやすい説明に心がけます。
232	説明会について	清水委員さんの説明よかった。難しくなく分かりやすい。皆さんとも分かりやすいので勉強になった。県内で広く多くやってほしい。	
233	説明会について	佐藤千明委員の説明は非常にわかりやすくよく勉強できました（インターネットの仕組みの説明がよくわかった）。中澤清明委員の説明はどうも理解できないところあり（抽象的な表現で）。	
234	説明会について	市の市民課住基ネットの係が「ファイヤーウォールがあるから100%とはいえないが、万全である」と言われたが納得できません。是非全国ネットのテレビ局にお願いし、夜、7時～8時の時間に、皆さんと総務省とできるだけ多くの市民が参加して頂いて、「住基ネット問題公開討論会」を開いて「実験してください」（別紙の問題も心配です）住基ネット当面離脱大賛成です。	審議会でも、いろいろな機会でも討論や勉強会、実験を行わせて頂きたいと願っています。
235	電子社会について	IT化を否定する問題提起とならない配慮をしていただきたい。	インターネットの普及に見られるように、利便性がある一方で、プライバシー侵害や不正侵入によるデータ漏洩、パソコンやサーバの誤動作・破壊など影の部分も拡大してきております。それら影の部分をなくすべく様々な対策を施しながら、みんなが安心してネットワーク社会の利便性を享受できるようにすることが大切かと思っております。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
236	電子社会について	私は今回の住基ネットの動きに今後に向けてのマイルストーンに過ぎないと思う。また、自治体レベルでセキュリティに対する議論と言う点で意義もあるのかなーとも思う。やや委員の答弁にも住基ネットの否定派の方もいるように感じたが私は住基ネットに将来的には多くの住民サービスにつながる大きな可能性を持っているものと信じています。ただ、総務省の進め方、説明不足がいけないと思う（進め方が下手）	<p>&lt;回答1&gt; 行政事務を電子化して行政効率を上げることで、少ない経費でより高い住民サービスを進めていくことは、私共も賛成ですし、多くの委員はそのための仕事もしています。その際に注意することは、便利さの陰で悲しい思いをされる人が出ないようにすることです。セキュリティの確保をしっかりと確認しながら、堂々と電子化を進めていきたい、そのためのお手伝いをしたいと思います。</p> <p>&lt;回答2&gt; 日本社会のIT化が欧米や韓国に比べかなりの遅れをとっていたことから、政府は21世紀初頭での世界最先端のIT立国を目指すE-JAPAN構想の一環として住基ネットの構築を進めてきております。これと並行し公的個人認証基盤の整備も進められています。今回指摘されている不正侵入・なりすまし・改ざんなどのインターネットの危険性から、電子社会の安全性を高める道具としても住基ネットは使われるようになって考えられています。</p>
237	電子社会について	電子政府、電子自治体は平和で安心して暮らせる社会づくりに役立つと考えますか？（国民総コンピュータ・インターネット時代がくるのでしょうか）	行政事務を電子化して行政効率を上げることで、少ない経費でより高い住民サービスを進めていくことは、私共も賛成ですし、多くの委員はそのための仕事もしています。その際に注意することは、便利さの陰で悲しい思いをされる人が出ないようにすることです。セキュリティの確保をしっかりと確認しながら、堂々と電子化を進めていきたい、そのためのお手伝いをしたいと思います。
238	電子社会について	これからの情報時代には（離脱）反対だけでは将来の日本社会は成り立たないと思います。よりよい情報時代にするための審議会であってほしいと思います。	
239	電子社会について	委員の皆さんは、今回の立場とは別に、住基ネットの可能性についてどう捉えておられるのか意見を聞きたい。	
240	電子社会について	このような機会をもっと多くの県民に設けてほしい。各自が情報を自分自身の問題としてきちんと捉え、よりよい社会の構築を目指し明るい未来を信じて不備を補い積極的に完全性を高め、前向きに取り組んでいく問題と考える。車社会でマニュアル車からオートマチック車が主流となったように改善・改良を！強力に進めて使いこなそうと思うがどうですか？	<p>&lt;回答1&gt; IT化やネットワーク化は確かに便利であり、それを否定するつもりはありません。しかし便利な道具を使いこなすには一定の安全性が担保されなければなりません。オートマチック車は便利ですが、免許や信号機、車保険は必要です。住基ネット構築により国民が利便性を享受できるとするならば、個人情報漏洩に対する可能な限りの安全対策をしてから運用すべきと考えます。</p> <p>&lt;回答2&gt; 行政の電子化が遅れる中で、民間の電子化、インターネットの利用拡大は何の規制もないまま急ピッチで進んでいる。社会の情報化は避けて通れない。情報化社会をより安全で便利なものにするための公的個人認証基盤に住基ネットは不可欠と言われています。制度もシステムも生き物です。どんな制度・システムでも100%で始まるわけではなく、使いながら改良・修正を加える繰り返しです。おっしゃるとおりだと考えます。</p>
241	法的問題について	（質問としては）罰則があるから大丈夫と大臣も言っているがこの罰則では甘い。（罰金と刑（懲役刑）の件）利便性のために安心・安全が優先されているのが実感だ。（阿智村住民）	住基ネットの適正管理にとって罰則はほとんど機能しません。事件は役所の建物のなかで起こり、起こってもだれが死ぬわけでもありません。公務員の守秘義務があっても、公共工事の予定価格がどこの自治体でも漏れていたことにも端的に表れています。罰則に頼るようではダメですね。

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
242	法的問題について	離脱したことによって、住民が不利益をこうむったときに集団訴訟を起こされたら裁判所はどう判断するか。	・住民が不利益を被らなければ、損害は存在しません。訴えられる自治体側からすると、この主張立証がかなりできると思います。例えば、住基カードが役立たないことは自治体がよく知っています。 ・損害が存在したとしても、「離脱」をしないとさらに重大な損害が住民、さらには国民に広く生じるおそれがあるというやむを得ない事情があれば、責任を免れる余地は大いにあります。
243	法的問題について	離脱したことにより、住民が不利益をこうむる場合があります。当然その住民が市町村に損害の賠償を請求することもあるかと思いますが、永久に離脱となれば（完全なセキュリティは存在しないため）、住民票は全て無料などの措置が必要でしょうか。	
244	法的問題について	自治事務ではあるが、法による整備であり、基準が示されていることに対する国の責任はどうなるのか？	国の言うとおりにネットワークを作ってきたから、そこでどんな問題が起きてもその責任は国が負ってくれるということは、法律上の議論とはなりません。国の言うとおりに作ってセキュリティ上の問題がないかどうかを各市町村は自分で判断することが求められます。
245	法的問題について	自治体のコンピュータ利用の問題ではなく、純粋に住基ネットワークシステムの起因する問題として情報が流出し、仮に損害賠償訴訟が提起された場合裁判所は市町村に予見可能性があったと判断するか否か所見を伺いたい。	インターネットによる危険性が様々なところで露呈している現在、予見可能性があると考えています。
246	法的問題について	インターネット等からの攻撃は当然あるとの前提ですが、本当に悪いのは攻撃する人間なので厳罰によって抑止すべきと言うような視点はないのですか。	罰則規定があるから、本人確認情報が漏洩してもよいのだという解釈は、審議会では出来ません。あくまでも現在常識的に考えられる技術で漏洩される危険があるかどうかを考えています。
247	離脱について	長野県モデルとはこのことで是非住基ネットから離脱してほしい。	国が決めたこととか、県が指導してきたとかでなく、各自治体内で住民の皆さんがこの問題を自分の問題として考えていただき、リスク覚悟で利便性を追求するのか、より安全な対策を講じてから導入すべきなのかを、大いに議論し、各自治体として方針を出していただきたいと思います。
248	離脱について	住基台帳法の4情報（氏名、住所、生年月日、性別）に関し、地方色の濃い自治体においては、ある程度既に周知のものとなっているところも多いと思うので、市町村の自主的な判断に委ねるべきもので県による一斉の離脱はおかしいのではないかと？県は「上水道」で言うところの「基幹」を敷くべきで「蛇口」をひねるかどうかは、市町村の自治事務に委ねるべきではないか？	<p>&lt;回答1&gt; 「市町村の自主的な判断」が現在出来ていないということが、アンケート結果から明らかとなっています。是非、県が市町村に対して情報を共有化して、自主的な判断が出来るようにすべきだと報告書の結論に書かせて頂きました。また、県民の個人情報保護のために、知事が「必要な措置」を行う義務もあります。</p> <p>&lt;回答2&gt; 県としての離脱は120市町村の意思に関係なく切断されてしまいますので、おっしゃるとおり、27市町村のみ接続を断るとか、27市町村の庁内LANを分離するなどということも考えられたと思います。</p> <p>&lt;回答3&gt; 住基ネットの利便性であり危険性は、全国どこからでも特定の人の住所が簡単に検索できることです。夫や親による精神的・肉体的苦痛から逃れようとしている人にとって、便利に住所がわかる仕組みは恐怖以外の何者でもありません。これまでの住基法の運用では特定の人が住んでいる自治体にまで行って調べないとわからなかったのが、住基ネットでは筒抜けです。これをよしとしますか。</p>

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
249	離脱について	27市町村の問題とすれば県として離脱する必要はないのではないか！なぜ県全体の離脱の必要があるのか？根拠を単純明快に説明してほしい。	<p>&lt;回答1&gt; 報告書では、住基ネットに関する複数の問題点を記述し、特に緊急度の高い問題としてインターネット問題を記述しました。これらの問題のなかで、何を当面の問題とするのかを判断するのは、市町村首長であり、また知事です。判断がインターネットだけのことだと判断し、27市町村が全てインターネットとの接続問題を解決すれば、おっしゃるとおり県の一時離脱の必要はありません。</p> <p>&lt;回答2&gt; 住基ネット管理の問題点はインターネット接続だけではありません。住民と全国民に責任を負える管理状態になっているかどうかこそが重要なのです。ほかに何も問題がないということではありません。あなたの自治体は大丈夫と言える自信がありますか。その根拠ですか。</p>
250	データセンターについて	共同データセンター化はリスクの集約となるのではないかと思います。リスクの分散を考えるのであれば、各市町村で基幹ネットと情報ネットの切り離し案を進めるべきだと思います。	データセンターの構成、より安全なセキュリティ確保の方法、市町村の負担軽減方法、運営方法、センターの監査等多くのアイデアがあります。是非多くの市町村関係者、専門家のみなさんとこのセンター構想について研究会等を開く形で議論をオープンにして検討を続けていきたいと思っています。皆さんの声をお聞かせください。
251	データセンターについて	市町村職員です。県内の市町村の共同データセンターを構築するというアイデアはよいと思います。市町村ではサーバーの管理に現在では時間を割かれて本来の業務がおろそかになってきているからです。住基だけでなく、戸籍や外国人登録もネットワーク化の話が進んでいます。住基ネットが無駄にならないよう、しっかりしたセキュリティを確保できるよう、審議会の活動に期待しています。	
252	データセンターについて	より安全はネットワークということで、共同センターを設置することはよいと思われるが、県の支援・連携が必要である。	
253	データセンターについて	より安全はネットワークは全国全て完成しなくてできるのか。	長野県民のデータをLASDECで守ることが出来るよう、LASDECに対していろいろ要望や改善点の指摘を具体的にしていける必要があります。その上でLASDECでは県民の情報が守れない場合には、LASDECに代わる長野県版の全国に向けたデータセンターも考慮する必要があります。
254	データセンターについて	より安全なネットワーク形態案に共同データセンター方式が提案されましたが、市町村側と共同データセンターを結ぶラインについてはどんなセキュリティーを考えているのか、教えていただきたいと思っています。	鍵をその都度交換しあう方式ではなく、スタティックな鍵管理を行うVPNであれば、かなり安全なネットとなると考えています。このことに加えて、ネットを流れるデータを一つの通信だけを傍受できたとしてもデータが構成できないような、データセンターの分散も考えています。
255	感想	市町村の立場から離脱するという事はどうしてもいえません。県、国には逆らえません。審議会の方から県に離脱するよう訴えてください。市町村、住基ネット担当者より。県は市町村の担当者の気持ちをわかってもらいたい。	
256	感想	中間報告について 県内の首長さん達のコメントは「いまさら離脱なんて」とか「お金をかけてるから今さら...」といったものが多かったことを現場である窓口の人間として（本当に住民のことを考えていないトップの下で働いているのが）切なくなりました。テストなど行っていくにつれ、これは、住民や市町村のためではなく国が国民を管理するためのものだということをつくづく思いました。ベンダーの人でさえ言っています。本当に住民の人たちは自分に被害が及ばなければ個人情報保護のことなど（特に田舎では）深く考えていませんし、住基ネットについて興味を示していません。	
257	感想	個人の心情、財産などプライベートの漏洩は、困惑。自治体、首長は住基ネットから離脱してほしい。	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
258	感想	この役に立たない住基ネットは便利だと思いますか？	
259	感想	民主主義の世の中になって本当によかったと思います。何も知らなかったことが多少分かりました。何事も長野県から出発との意気込み田中県政頑張ってください。	
260	感想	セキュリティーの問題を論ずる前に、なぜ必要かお話を伺ったうえで全く必要性がないことと思います。コンピュータのはびこる社会そのものに疑問を感じております。	
261	感想	「住基ネット」いらない。長野県は接続しないでください。	
262	感想	審議会の方向性は分かりました。支持します。原子力発電も当初は安全だと言われて始まりました。その結果どうでしょうか。安全神話を頭から信じる時代ではありませんね。感想でした。	
263	感想	技術的、法律的に問題があるため、住基ネットは国及び県に接続すべきでない。国や県が個人情報を知る必要がない。	
264	感想	住基ネットに話を限定せず「本人確認情報」の保護、もしくは高い見地で「保護」すべき「情報」が何であるかをこそ議論してほしいと考えていたので中澤氏の第二コメントに賛成。不破会長のまとめ方向性に納得。ご苦労様でした。他都道府県での委員会調査により実態に関する裏付けがなされることを希望しております。	
265	感想	シンポジウムに参加して内容が少しわかった。住基ネットには大反対です。必要ない。	
266	感想	「住基ネット」に関するシンポジウムに参加して生の委員の方々の意見、主張を聞かせていただき、大変有意義だったと考えます。初めて聞いた専門用語が沢山あり理解していないことが現実にあります。私は大きく問題にしておりませんので気にしておりませんが、カードを受け取ったりしないことにしております。私たちは今どうすればよいのか全く理解できません。今全国的に注目されている長野県ですが、今後も注目していきたいと思っております。	
267	感想	とてもよいお話でした。これからのご健闘を期待しております。	
268	感想	一般参加です。機械のことはよくわかりません。論より証拠の実験をなぜすぐにやらないのか。	
269	感想	知らないセールスの電話がかかると「あなたに私の電話番号を教えていないはずですが。どこから手に入れたのですか？」と聞くとたいがい話はそれで終わりです。今だって私の情報がどのように流れているのかと考えると恐ろしいのに、ましてや住基ネットには問題がたくさんあることを今回出席してよく分かったので私は住基からの離脱に賛成します。	
270	感想	専門性の少ない中小自治体の解消 合併推進（感想）	
271	感想	県は市町村長との話し合いを。この審議会報告をいかして徹底すべきであると思います。	
272	感想	わが村の担当者は住基ネットの管理能力に欠けると思うので切断を願います。関係者の真剣さが感じられそれにしても地域担当者の意識の薄さには恐ろしさすら感じます。	
273	感想	この問題は地方自治に関することなので、憲法92条「地方自治の本旨に基づいて法律…」の立場で貫いてほしいと考えます。	
274	感想	パソコンの仕組み、インターネットに詳しい人であれば、危険性がわかると思うが使い慣れていない人間にはどうも飲み込みにくいものがある。これはやむをえないとして、このような住基ネットを稼働させる必然性というのが今ひとつわからない。	
275	感想	個人情報の保護を訴えながら、技術的なセキュリティーを高めれば全てにおいて安全になるということなのか。根本的解決は何もなっていない。一時的な接続の離脱は結局は一時凌ぎ的な対応に過ぎないのでは。もう少し先の状態を考えて慎重にネットワークのあり方を考慮すべきだと思う。	
276	感想	わかりやすい説明で一応理解できました。その上で、予防原則の重要性を協調してほしい。どんな事態が想定されるのかもっと事例をあげて説明を。	
277	感想	住基ネット以外にも他に大切な情報がコンピュータにあるのなら、部分的に分けるだけでなく、なぜ一度立ち止まってみようとしないのか。	
278	感想	報道する前には各市町村に聞いてからやってほしい。	
279	感想	技術的、法律的に不安のある住基ネットを使用することは反対します。（町、県、国とも）	
280	感想	「住基ネット」なんで必要か。国民総番号制の変形したもの。現在国会で審議されている有事法案などに関連しているように見えて仕方がない。最近自衛隊募集で自治体ぐるみで個人情報が流れたと報道されています。心配だらけです、住基ネット必要ありません。	
281	感想	全国で唯一調査、研究、勇気ある提言をしていただいたことに感動します。	
282	感想	真実が生きる民主主義が生きる21世紀を長野から切り開いてゆきたい。今の政治、詐欺だと思っていきますので。	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
283	感想	住基ネット安全セキュリティが完備できるようお互い頑張りよう。桜井さん私のような老体にも理解できてうれしい。	
284	感想	追認としての審議会でないのは、よい。	
285	感想	審議会や市町村はネットワークに関してもっと恐い点があることを把握してないと思う。	
286	感想	ITの恩恵を受けようと思えばインターネットに接続せざるを得ない。少なくともインターネット技術は使わざるを得ない。(出なければ=独立のものならばもっと危険)しかし、そのような技術を持った人材があまりに少ない、養成するのが困難という住基ネットはもともと矛盾した要求であると思います。	
287	感想	個人情報を守れるか守れないかの審議会だとは思いませんでした。どうりでセキュリティばかり。	
288	感想	各委員のわかりやすい説明、大変ありがとうございました。とても貴重な機会でした。市町村合併も同じですね、桜井さんの「デジタル放送」の話はとてもよく理解できました。住民票を郵送すれば数百円ですむのに、住基ネットだといくらコストがかかるのか？見積もりもできないくらい巨額になるのは明らかです。そもそも、毎日のようにアナウンスされるセキュリティ問題への対応そのような対応のできる技術者の養成、これらのことを考えると、とても5億では無理ではないでしょうか。マイクロソフトの製品を使っているだけで世界では笑われてしまうと思います。中澤さんの説明でも明らかのようにもともと極めてキケンな役場のシステムを更にキケンにするだけだと思います。市町村長の中には接続したいという人が多いようですが、本当にキケン度を理解しているか？ぜひ聞きたいと思います。	
289	感想	一市民として参加しましたがそのレベルでないと感じました。個人としてはセキュリティの問題ではなく、個人情報をどんどん管理されていってしまう危機感があります。そのことは高度な情報社会で生きていくためには仕方のないことなのでしょう。(最後の質問の部分で、審議会の位置付けがわかりましたので、これは単なる感想です)	
290	感想	セキュリティだけでなく、膨大な事務や時間の浪費が問題です。報われません。メリットがなさすぎて。	
291	感想	中澤委員の論が正論と感じた。桜井委員さんの自治事務だから自らやるやらないという判断ができる問題ではなく、自治体が絶対やらなければならないものであるのだから、個人情報を守るためにはその保護を図る措置をとる方策を考えるべき。審議会の報告を受け知事が住基ネットから独断で切断するのは問題。 中澤委員の発言に賛成いたします。 中澤委員の意見がごく普通の内容と思う。	
292	感想	自治事務でありながら、国がなぜ強制しなければならないのか。	
293	感想	法律の問題 システムやそのセキュリティの問題 個人情報を国に支配されることへの不安(個人情報を任せるに足る信頼性のある国でないから) 3つの問題をきちんと分けて考える必要を感じました。 はの問題が私にとっては最も重要。	
294	感想	財政的になぜやらざるを得ないのか。	
295	感想	市町村アンケートの結果(メリット、漏洩の心配)についてマスコミは伝えていないのではないのか。このように明確な回答が出ているにもかかわらず正しく伝わっていないのではないのか。実態はどうなのだろうか。マスコミのアンケートは首長からとっているせいなのか。おそらく、市町村での組織としての検討、研究がされていないからであろう。公共を担うものとして無知であるのは無責任極まりない。	
296	感想	”情報保護”の範疇ではないが、この住基ネットそのものに対する危惧として... a.人間に番号をつけて動物や物なみに固体管理するという倫理的な問題 b.土木建築による公共事業に変わる”IT”による公共事業への移行(総務省利権の拡大)問題 c.有事法制とのリンクにおける国民管理=外国人峻別の問題 まだありますが、とりあえず以上です。	
297	感想	国及び県が進める電子政府、自治体構想は本来、あいたいで話を聞き申請という形で進めるべき。相談、訴えまでこれに取り込もうとしている。しかもコスト、情報セキュリティを考えないで。インターネットで交流するのはよい、そうではなく各課の意見も聞かず行政に対する全ての申請、届を一律に取り込むという官僚的発想の人が多く。この発想の根本は国や県の強権にならう、または盲従する人が多いということと思う。全国統一規格でなくてはならないということはない。一億玉砕に火の玉となって世界の人に憎まれた道と同じではないか。何でそんなに急ぎ統一化しなくてはいけないのか。	

No	種 類	参加者の質問・意見	審議会委員からの回答
298	感想	市町村アンケート調査について...昨年12月の120市町村アンケートを提出しました。なんでも...ということでしたので不安...にしました。今担当職員として、市民の情報を守るのに大変なので不安としました。心配だからではありません。提出しなさいとしつこく言われたのに審議会の回答は積極的な回答ではおかしいと思います。	
299	感想	自治体は今までに多くの設備投資に金をつぎ込んできた。	
300	感想	レベル3の危険が発生したら切断すると国や市町村は言うが、レベル3の事件の被害者は防げない。(レベル3がどの程度のものをさすのか私も今わからないけれど)危険が現実化した場合、被害者を保障してくれるものなどどこにあるのか? 誰が責任取れるというのか?	
301	感想	個人として住基ネットに参加したくない離脱したい。そのためにどう行動すればよいのかわからず、とりあえず葉書を引き出しに突っ込んでしまった。つい葉書を開いてしまったが番号も覚えておらず、かわりたくない。	
302	感想	そもそも、国全体としてなぜ今までのやり方で4情報6情報を管理していけないのか。なぜ世界に私の情報を握られなければならないのか。全てをコンピュータ社会になること、それが人間社会の進化だと考えることに誤りがあるのではないか。	
303	感想	知事と市町村長とよく話し合いをすること。	
304	感想	毎年各地区で行われている町政懇談会が昨年6月から7月に欠けて実施されていましたが、住基ネットについての説明はありませんでした。説明責任が不十分と思います。町に住基ネットに対する問題意識がなかったからだと思いますが...	
305	感想	先日、片山総務大臣が住所・氏名・年齢・性別等の基本情報の漏洩は問題ない旨の発言をしたが、例えば、住所情報だけでも、心身障害者施設、特別養護老人ホーム、ホスピス、さらにいわゆるいまだ実質隔離状況にあるハンセン氏病患者施設などにも住民票を移している人がいるため、こうしたセンシティブな事柄(情報)が基本情報とともにデジタル化されて漏れる可能性がある。	
306	感想	櫻井よしこ委員の発言「(片山虎之助総務大臣は)東大出身でもバカはバカ」がありました。このような他人を中傷する発言をするような方が委員としておられるのは疑問を感じ、深い不信感を抱きました。	
307	感想	選択性を考えている市町村があると思われませんが今のセキュリティーのレベル(インターネットに接続等)によっては無意味と感じました。セキュリティーの見直しを考えるなら、住基ネットより前に、既存住基に対してのセキュリティー向上を考えたほうが合理的であると感じられました。	
308	感想	なぜ安全が確認できなく、また、諸外国から評価の声が聞かれない制度を国は早急に導入しようとしているのでしょうか。	
309	感想	本音を言えば、県で離脱してくれればやらないですむのでうれしいなあと思っています。でも離脱した場合の住民説明だとか、予算の面とか、首長にいろいろ言われるのかなあとか、離脱してもしなくても大変だろうなと...	
310	感想	インターネットに接続している限り、私たちの個人情報が漏洩の危険にさらされている。住基ネットを県で切り離すのではなく、市町村が外部ネットワーク(インターネットなど)と切り離すよう提言すべき。また県はなぜ市町村のこのような状況を知ることができなかったのか? もっと精査すべきだと思う。	
311	感想	「危険が現実化」したことをどこで誰が判断し接続カットの指示をするのでしょうか。もし接続した場合、上記のような問題について大変心配です。技術的問題といわれるけど、この問題は政治的に大きな問題だと思うのです。いったい日本という国はどこに進んでいこうとしているのでしょうか。不安でいっぱいです。	
312	感想	情報の記録が紙とペンを使用したカードによることから、コンピュータへ移行するのは時代の流れであるが、個人情報の安全性を確保することが大切である。一部の者に勝手に利用されないシステムと、外部には漏れないシステムを確立させてほしい。	
313	感想	不破先生、佐藤先生、清水先生、皆様お疲れ様...。全く、交通費だけでなくちゃんと報いられますようにお祈りします。どうか先生方の活動が続きますように!ところで、住基ネットにつながる基幹系は、もちろん、分けて、その端末は、OSにいつぞ安い(フツーの)UNIX系のものを使うとか...そんなことを思ったりしました。	
314	感想	末端の自治体を考えた審議会の報告であってほしい。県の立場で離脱はやはりおかしな事で自治を無視したことである。安全なシステムにすべく、提言して行ってほしい。	
315	感想	「適正な管理」を行うための必要な情報として要求するような法的根拠はどこかにないでしょうか。せめて全ての市町村で切断されるまでは2次稼働は避けてもらいたいです。	